

児童生徒の学習評価に関する関係団体からの意見について

1. 全国連合小学校長会	1
2. 全日本中学校長会	3
3. 全国高等学校長協会	5
4. 全国特別支援学校長会	9
5. 全国特別支援学級設置学校長協会	20
6. 日本私立小学校連合会	25
7. 日本私立中学高等学校連合会	28
8. 全国都道府県教育長協議会	30
9. 指定都市教育委員会協議会	34
10. 中核市教育長会	37
11. 全国市町村教育委員会連合会	44
12. 全国都市教育長協議会	47
13. 全国町村教育長会	49
14. 日本PTA全国協議会	50
15. 全国高等学校PTA連合会	52
16. 全日本教職員組合	54
17. 全日本教職員連盟	57
18. 日本高等学校教職員組合	58
19. 日本教職員組合	62
20. 全国教育管理職員団体協議会	65
21. 国立大学協会	68
22. 公立大学協会	70
23. 日本私立大学協会	71
24. 日本私立大学連盟	72
25. 日本経済団体連合会	73
26. 日本青年会議所	77



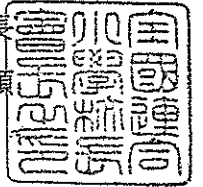
平成30年6月26日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 殿

全国連合小学校長会長

種村 明 頼



児童生徒の学習評価の在り方に関する意見

貴グループにおかれましては、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について精力的に審議を進められていることに対し敬意を表します。全国連合小学校長会としての意見を提出いたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1 学習評価の在り方について

- (1) 学習評価は、子どもたちの学習状況の評価を通して、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ることが目的であることを明確に示していただきたい。
- (2) 深い学びの実現を図るためには、学習のはじめの目標設定や動機付け、学習のまとめや振り返り等、授業の様々な場面で評価を意識した取組を設定し、学習の質的向上を図る必要がある。今後の審議で、深い学びの実現を図るという視点における学習評価の在り方について、更なるご議論をお願いしたい。加えて、その内容を確実に周知していくために、校内研修等で活用できる資料を作成していただきたい。

2 観点別評価の充実を図るために

- (1) 今回の改訂において、全ての教科等で、教育目標や内容を資質・能力の3つの柱に基づいて整理したのは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化する取組であるとしている。そして観点を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

教員が3観点到基づいて評価するとき、「知識・技能」が単なる知識・技能の獲得にならないようにするとともに、質的な意味合いをもつ「思考力・判断力・表現力」と情意領域である「主体的に学習に取り組む態度」については、主体的で深い学びに結びつくような評価になる丁寧な説明が必要と考える。

また、小学校は全教科（専科指導の一部を除く）を担当しており、教科毎の評価規準を作成して行くのにはかなりの困難が予想される。評価規準や評価方法等について、学校が作成できるようきめ細かい資料作成をお願いしたい。

- (2) 「知識・技能」については、ペーパーテストで評価することが多い。その際、テストでは、習得した知識を確認することの評価だけでなく、学習したことを文章で説明したり、知識を基にして概念との結びつきを様々な手段で述べたりできる資質・能力を評価できるように検討すべきである。「思考力・判断力・表現力」の評価については、教科の特性に応じた表現活動があり、ペーパーテスト以外のパフォーマンス評価やポートフォリオによる評価も有効な方法であるとされている。教科による適切な評価方法についても検討していただきたい。

3 教員の勤務負担に配慮した学習評価

- (1) 学習指導要領の改訂に伴い、「特別の教科 道徳」や「外国語科・外国語活動」等の新たな教科の設定、教科内容の変更により、指導計画の作成や教材開発、指導方法等の工夫に学校が力を注いでいる。特に、今回は多面的な評価をする観点から文章での記載がこれまで以上に多くなっており、教員の勤務負担の側面から、指導要録の文章表記がどこまで必要なのか十分に議論していただきたい。

また、現在、指導要録の開示請求が求められることがあり、所見については表面的なものになっている傾向がある。指導要録を客観的な情報共有の手段とするためにも、文章表記の評価は必要最低限にし、少なくする方向で検討していただきたい。

- (2) 評価方法の保護者への説明に煩雑さや労力が伴う実態がある。それらを防ぐために説明資料など保護者向けに作成していただきたい。

4 その他

- (1) 今回、言語活動やプログラミング教育等が教科横断で示されている。こうした教科横断型の学習をどのように評価すればよいか、学校の理解はまだ十分ではない。評価の視点や評価方法等について具体的で分かりやすい指針を示していただきたい。

- (2) キャリア・パスポートとはどのようなものを指しているのか。具体的なものが見えない。今後どのようなものを考え、どのように活用していくか、現場の教員も加えて議論を進めていただきたい。

平成 30 年 6 月 29 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

学習評価における意見及び要望等について

中学校教育をはじめ、学校教育においては、子供たちに「生きる力」を確実に育むことが求められています。このことを実現するために、育むべき資質・能力の三つの柱として整理しています。

新学習指導要領の全面実施により教育課程をとおして、各教科等において「生きる力」である三つの資質・能力を確実に育んでいくためには、

- ・ 子供たちの学習の成果を的確に捉える学習評価が極めて重要です。
- ・ また、学習評価は生徒の学習の成果を捉えるだけでなく、教師にとっては、自己の指導を振り返り、授業改善を図っていく上でも重要です。
- ・ 併せて、学習する子供たちへの励ましである学習評価は、子供たちの学びに向かう態度を育成する上でも極めて重要です。

私たち学校現場にある者は、これらの学習評価の意義を踏まえ、毎日の教育活動における学習評価により、子供たちの学習の成果、子供たちの変容等を的確に捉えるとともに、授業改善を図り、子供たちに「生きる力」を確実に育む使命を担っています。

<課題>

- 現在検討されている新たな学習評価を行うに当たり、次のような課題が考えられます。
- かつて、集団に準拠する評価から目標に準拠した評価へと転換した際、その理念と理念を具現化するための評価方法等が、学校現場に定着するまでに長い時間を要しました。今回も同様なことが起きることが懸念されます。
 - また、目標に準拠した評価が、導入当初、生徒、保護者をはじめ、社会においても正しく理解されていなかった状況も見られました。
 - 中学校における評価及び評定は、高等学校への入学選抜資料として用いられることから、その信頼性及び客観性を確保することが重要な課題となります。一方で、目標に準拠した評価及び評定を入学選抜資料として用いたことが、中学校における評価の精度向上に一部有効であったことも事実です。
 - 子供たち一人一人の学習の成果、変容を捉えるとともに、情意面を含めて学習評価を行うに当たっては、ペーパーテストのみならず、学習内容、評価する資質・能力に即して、パフォーマンス評価、ポートフォリオ、ルーブリック評価等、各評価方法の特性を踏まえ、組み合わせて実施する必要があります。その際には、評価のための評価にならないように留意する必要があります。
 - 一方では、このように一人の生徒を多角的に評価することが必要なため、教員の長時間労働の一因となっています。

<要望>

以上の学習評価に関する課題を踏まえるとともに、全国の中学校において学習評価をとおして子供たち一人一人の学習の成果や変容を的確に捉え、「生きる力」を育むことができるように次のことを要望いたします。

・ 参考資料の早期提示

教員が各教科等の特性及び学習する単元、生徒の実態等を踏まえ、評価規準を設定するための参考資料の提示をお願いします。また、設定した評価規準について、検討することができるように早期のご提示をお願いします。併せて、教科の枠を越えて育成するべき力に関する評価の在り方についても具体的な例示とともにご提示くださるようお願いいたします。

・ 研修の充実

全ての教員が、新学習指導要領における学習評価の意義を踏まえた評価を行うことができるように研修の機会を設けるとともに、研修内容の充実を図ることを各自治体に働きかけてください。

入学者選抜の資料となることから、評価の信頼性、客観性を確保するための具体的な方策を講じること及び研修の実施等について、高等学校の設置者である各都道府県教育委員会に働きかけてください。

・ 社会への周知

新学習指導要領の改訂の理念、学習評価の在り方等について、中学校現場からも発信してまいります。国からも引き続き周知に向けた働きかけをお願いします。

・ 大学等教職課程内への位置付け

ベテラン教員の退職、若手教員の増加が進む中で、学校における教員としての技能等の伝承が困難な状況にあります。このことを踏まえ、大学等養成段階において、学習評価に関して学ぶ機会を設けてください。

・ 定数改善及び持ち時数

生徒一人一人の学習の成果や変容をきめ細かく捉えるためには、教員定数の改善は避けてとおることのできない課題であると考えます。また、中学校においては、教科担任制であるため、持ち時数の在り方についても検討くださるようお願いいたします。

・ ICT等を活用した学習評価の研究

教員の働き方改革の視点から、評価のための評価にならないよう、限られた時間の中で生徒一人一人の学習の成果や変容を捉え、評価ができるよう、ICT等を活用した評価の在り方についての研究を推進してください。

全日本中学校長会 会長 山本 聖志

3. 全国高等学校長協会



全高長第 31 号
平成30年6月29日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 殿

全国高等学校長協会
会長 笹のぶ



児童生徒の学習評価の在り方について

児童生徒の学習評価の在り方について、本協会としての意見を下記のとおり提出いたします。

記

1 観点別評価について

- 学習評価の意義は、児童・生徒が自分の学習状況を把握して今後の学習の方向性を見いだすとともに、教師が指導方法を振り返り以後の授業改善に資するというものであり、学習評価はこの原則を踏まえて行わなければならない。
- 現行の学習指導要領は、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」の4観点で学習評価を行ってきた。新学習指導要領では、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の観点到整理された。
- 目標に準拠した評価という視点から、観点別評価を実施することは、きわめて重要であると考える。
- 観点別評価は、指導と評価の一体化に役立ち、授業の改善につながるものである。観点別評価について、すでに導入している学校からは、生徒の学習実態をよく把握することができ、指導と評価の一体化に大変役立つものであるという声がある。なお、観点別評価は教育上有益な評価方法であるが、教員が時間や労力を使うものであることも認識しなければならない。
- 初等中等教育の段階において、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」という共通した3つの観点を観点別評価を行うことは、初等中等教育の一貫した学びを充実させることにつながり、意義が大きいと考える。観点別評価の実施にあたっては、児童生徒の発達段階や各校種の教育課程の特性等を踏まえて評価を行うことが必要で、それなくしては評価を効果的に行うことができない。
- 今後の学習評価も、新学習指導要領の「学力の3観点」の視点で、学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」を実施し、きめ細かい学習指導の充実と生徒一人一

人の学習内容の確実な定着を目指すことが必要である。

- 「知識・技能」の評価においては、記憶力を確認するテストから、例えば、既習の内容の確認問題とともに、応用問題を出題するなど、学んだことを活用し、再構成して表出したことを評価していくように変えていくことが必要であると考え。
- 大学入試においても、大学入学共通テストで出題しようとしている「記述問題」のように選択肢問題による評価から文章で説明させることを通じた評価に変えていくことが望ましいが、評価の公平性や効率性の点で解決すべき課題は残っている。
- 「思考力・判断力・表現力等」の評価においては、パフォーマンス評価、ポートフォリオ評価等が適した方法であると考え。一方で、教科・科目の特性に合った評価方法の検討が重要である。
- ポートフォリオ等の活用であれば、単元ごとの評価ではなく、長期的な期間で学習評価を行う必要が生じ、学期ごとの成績の在り方も検討が必要である。
- 「思考力・判断力・表現力等」について一連の学習活動の総体として評価するのか、「思考」「判断」「表現」ごとに評価するのかについて、前もって共通認識ができていることが必要である。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価においては、観察によるところが大きいのであるが、一人一人の生徒、一人一人の評価者によって評価に差が生じやすく、評価の誤差が大きくなることが考えられる。また、同一学習集団の中での、発達障害のある生徒等、障害のある生徒に対する評価における配慮事項の共有が必要である。

2 高校における運用上の課題として予想されること

- 高校における観点別評価の実施状況は、設置者によって様々であるのが実情である。したがって、導入に際しては、設置者ごとに対応に差が出ることが予想される。
- 全国の高校では、ポートフォリオやルーブリック等の多様な評価を活用する取組が広がってきているが、評価はペーパーテストを中心に行っているところが多く、多面的・多角的な評価という点では課題がある。評価は相対評価が中心であり、観点別学習評価に対する理解不足や観点別学習評価の評価技術の水準が十分でないことも指摘されている。
- 高校では科目を単位として評価が行われる。さらに、授業の態様も、普通教室で行われる授業から、実習室や野外等で行われる授業、ある時期に集中して行われる授業、講義中心の授業、体験型授業等、様々なものがある。個々の科目について観点別評価を行うことで指導と評価の一体化に資することができるが、評価の規準は、教科・科目によって様々に設定される。したがって、具体的な評価の評語については、それぞれの教科・科目の特性に配慮して実施することができるようにすることが大切である。ただし、学校独自の評語を用いると、評価としての公平性が担保できなくなる。大学入試の評価として活用するのであれば、教科・科目の特性を活かしつつ、かつ評価規準がばらばらに

ならないように、共通となる評価規準の評語の開発が必要である。

- 高校での観点別評価については、高校の教員が観点別評価になじんでいないという現状がある。このため、早急に観点別評価の方法の研修等を教育委員会等が率先して開催していく必要がある。従前からの５段階評価と観点別評価との整合性や関係性についても十全な理解が必要であり、こうしたことについて研修等を通じて教員の評価技術を高めていくことが重要である。
 - 評価については、生徒の学習の記録として指導要録に記載して一定期間、学校で保存される。指導要録は、高校においては、進学や就職のための選考において使用される調査書の原簿としても用いられる。調査書の様式は直接的には学習評価の問題ではないが、調査書は指導要録を原簿として作成する重要な書類である。学習評価の在り方を考える際には、指導要録及び調査書の様式の変更についても考慮に入れなければならない。
 - 高校生の進路決定との関連でいえば、調査書の様式は選抜に当たる関係者が使いやすいものであることが大切である。上級学校の受験では、複数校、場合によっては10校を上回る学校を受験する受験生も珍しくない。大学入試では、場合によっては千人を超える受験生が出願する学科もあり、そういう大学では短時間で選考を行わなければならない中で、観点別評価で成績が示された調査書を適切に用いて選考することには困難がきわめて大きいと考えられる。それらに対応するために、調査書の電子化が計画されている。高校や大学の業務の簡便化を考慮しても、紙の様式の変更を行った後に、電子化した様式に変更するなどの、複数回の変更が生じない配慮が必要である。このことについて、すでに電子データを活用して観点別評価を実施している教育委員会等の実情についての調査研究をお願いしたい。全国で統一したシステムが円滑に運用できるようにしなければならず、先行している設置者の取組との間に齟齬が生じることは好ましくない。
- 3 条件整備をお願いしたいこと
- 評価技術の向上、評語の検討、運用開始時期、紙書式から電子書式への変更等、運用上で発生することが見込まれる問題に国が適切に対応し、指導性を発揮していくことが、観点別評価を全国の高校が一斉に進めるために必要不可欠であると考える。
 - 観点別評価を大学入試で導入しようとするに当たっては、調査書様式の大きな変更を行うことになるので、観点別評価を大学入試の調査書でどのように活用するかについて、国から明確に指針を示していただきたい。
 - 観点別で評価された結果を大学側が入試にどのように使用していくかを明示していただきたい。観点別評価は従前の５段階評価とは異なり、数字で扱えない評価である。段階で扱う方法、全体の評価のうちでの段階別評価の利用割合等を含めた方向性の明確化が必要である。そして、導入時に高校、大学が負担感をもつことのない、円滑な導

入が必要である。観点別評価を導入することが様々な事情で出来なくなってしまっ
ては、指導と評価の一体化に向けた努力が活かされない。

- また、書類の様式を整合性があり使いやすいものにするなど、観点別評価を活用しや
すい環境を作っていただきたい。
- 高校での観点別評価の導入の度合いは設置者によって様々であり、全国にはまだ十
分に実施できていない地域もある。また、これまでに観点別評価に取り組んだ実績は
小・中学校のものが多く、調査書は大学入試でも用いられるものであり、その評価の信
頼性を高め、目標に準拠した評価を確実に行えることができるよう、たとえば高校での
参考例を示すなど、学校への支援をお願いしたい。また、評価についての都道府県・指
定都市の教育委員会などへの情報提供を進めて、評価の信頼性を一層高めることがで
きるように支援をお願いしたい。
- 中央教育審議会の働き方改革特別部会から、「業務の役割分担・適正化に関する具体
的な論点」で（６）「成績処理に関連する業務・教材準備に関連する業務」が出されて
いる。観点別評価の実施に際して、様々な観点、様々な場面、様々な資料による評価活
動は短時間で処理できるものではない。成績評価に関連する業務の効率化を同時に図
りながら、観点別評価の実施について、実態に即した対応をお願いしたい。
- 観点別評価はきめ細かい評価である。そのため、評価には従前にも増して労力と時間
を要するものである。高校では、単位数の少ない科目の担当者の場合、300名を超え
る生徒を担当し、評価を行っている場合がある。こうした実情も考慮していただき、無
理のないかたちで導入していただくようお願いする。

4. 全国特別支援学校長会

平成30年7月 2日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価にかんするワーキンググループ 殿

全国特別支援学校長会
会長 桑山 一也

「児童生徒の学習評価の在り方に関し、御意見、御要望等をお伺いする件について」の回答

日頃より全国特別支援学校長会の取り組みについて、御理解と御協力を賜りありがとうございます。
さて、「児童生徒の学習評価の在り方に関し、御意見、御要望等をお伺いする件について」により、
全国特別支援学校長会として、別紙のとおり回答いたします。

障害種別	視覚障害	会長名	國松 利津子
------	------	-----	--------

1 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について

意見・要望全般	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の観点を「三要素」を踏まえて再整理したこと、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化しようとしていること、観点別評価を教科。校種を超えて3観点到整理しようとする方向は適切と考える。 ・今回の検討が、「学校における働き方改革」と連動するものであればさらに歓迎できる。
---------	--

2 準ずる教育課程について

3つの観点到沿った観点別学習評価の実施に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・準ずる教育課程については、新しい3観点到での評価をすることは可能と考える。 しかし、小学校の前段階については、3観点到での整理は難しいところもあると考える。
指導要録の様式の改善に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要録を学籍の記録と子供達の学習状況の評価及び記録を目的とするものであるなら、その作成過程及び様式を名簿管理から個別の教育支援計画、個別の指導計画、家庭連絡票（通知表）、指導要録までリンクさせ、類似した作業を省くとともに、改善の過程が記されるようなシステムを構築する方向で協議願いたい。
その他、学習評価の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標に準拠した評価」は、「自己実現を目指す子供自身が自分の成長を自覚することを支援するためのものであること」を、今まで以上に周知する必要があると感じている。

3 知的障害の教育課程について

(1) 教科別の指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	・3つの観点での学習評価でよいと考える。 それぞれ個々の課題に応じて、観点に沿って評価できるとよいと考 える。
指導要録の様式の改 善に向けて	・様式については良いが、教師の負担感がないように配慮されると よいと思われる。
その他、学習評価の 在り方について	・知識や概念の定着が適切に評価され、授業の改善や、学習の充実 に生かせるようにする必要があると考える。 また、意欲、主体性なども考慮に入れて評価していく必要がある。

(2) 教科等を合わせた指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	・知的代替の教育課程、中でも合わせた指導については、新しい3 観点での評価をすることは難しい。
指導要録の様式の改 善に向けて	・子供の課題をしっかり押さえた上で、子供の成長をとらえ記入し ていけるようにしたい。書き方のポイントを研修等で身に付けるこ とで、効率的に作業を進め教師の負担感も軽減できるとよい。様式 については良いが、総合所見等は、全体像がわかる必要事項を記入 とする程度でもよいのではないか。
その他、学習評価の 在り方について	子供の主体性や意欲、興味関心を引き出し、対話的な活動ができる かどうかなど、評価できるとよいと考える。

障害種別	聴覚障害	会長名	松本 弘
------	------	-----	------

1 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について

意見・要望全般	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの連続性から、校種を超えて共通化することは重要であり、そのための調整をしていくことが必要であると考え。 ・4観点から3観点への整理は、整理の過程などについても明確に示し、観点別学習状況の評価について各学校・各教員が迷うことなく評価でき、適切な評定へとつながる仕組みを整えることで、効率よく評価ができるとともに、教員の働き方改革につながるものと考え。
---------	--

2 準ずる教育課程について

3つの観点に沿った観点別学習評価の実施に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・準ずる教育課程については、小中高と同様な進め方で良いと考える。学習指導要領が求める「育成すべき資質・能力」の育成の観点から、3観点で整理することは、一貫性がある、整理しやすい。「学びに向かう力」をどのように評価するかが、課題であると考え。 ・準ずる教育課程については、4観点から示されている3観点到整理することで、目標に準拠した評価について学校として大きな負担を伴うことなく移行できると考える。
指導要録の様式の改善に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・今の様式への記入になれている教員も多く、大きな様式の変更はなれるまでに時間を要する。このため、各教科の学習の記録欄、観点別学習状況の各教科の観点を変更する程度の改訂であれば、大きな負担もなく移行できると考える。
その他、学習評価の在り方について	

3 知的障害の教育課程について

(1) 教科別の指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・4つの観点を3つの観点到整理することは、上記同様の整理が付くと考える。 ・評価の自由記述については、3つの観点到記述することになると、どのような到達度を目標にするのかなど、国や都道府県ごとの例示などを整備する必要があると考える。 ・各段階の評価規準をどのように準備し、発信していくかが課題である。
指導要録の様式の改 善に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・観点別評価を基準に（意識して）、表記するようにならないか検討をしてほしい。 ・評価が細分化されたり、項目が増えたりすると指導要録作成に慣れるまでの時間や実際に作成する際の負担が増えることが予想できる。このため、現行の様式と大きく変更することなく、記入できるという観点を含めて改善の検討を進めていただけるとありがたい。
その他、学習評価の 在り方について	

(2) 教科等を合わせた指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・合わせた指導については、学びの連続性との整合性をとるためにも、どの教科を合わせているかということが前提条件となると考えている。 このことを踏まえ、特に生活単元学習についての評価の在り方について検討をする必要がある、また、合わせた指導に含まれる理科や社会の取り扱いについてどのように考えていくべきか検討が必要である。
指導要録の様式の改 善に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・合わせた指導の元にある各教科の要素をどのように組み入れて、どの程度表記していくかについて、個別の指導計画の評価との関連も含め検討が必要である。
その他、学習評価の 在り方について	

児童生徒の学習評価の在り方に関する御意見、御要望等集約用紙

障害種別	肢体不自由	会長名	田村 康二郎
------	-------	-----	--------

1 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について

意見・要望全般	<p>○小・中・高等学校の各教科とあわせて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することは、可能である。</p> <p>また、「自立活動」について、指導内容の6観点を評価の観点とはき違えている例を時々見かける。「自立活動」は評定を伴わないものであるが、このような間違いをなくしていくためにも、評価の観点を例示する必要はあるのではないかと考える。</p> <p>○肢体不自由特別支援学校では、これまで3観点での「①肢体不自由児は、授業の中で、ともすれば教師との関わりの中で「受け身」になっていることが多いが、改善の方法はあるか」「②のびのびと自分を発揮できるような状況は作れないか」「児童・生徒の思考した発想や意思の表われを誰もがキャッチする術はあるか」などを授業づくりの課題としてきたが、今回の3観点での整理を入れることは、主体的、対話的で深い学びに授業づくりに導く絶好の機会と考える。</p>
---------	--

2 準ずる教育課程について

3つの観点に沿った観点別学習評価の実施に向けて	<p>○基本的には小・中・高と同じく、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理し、教科ごとに観点別評価の例示をしていただければ、教員への指導・助言がしやすい。</p> <p>○準ずる教育課程に関しては、通常の学校と同じ形式が望ましい。小・中学部と高等部というスタイルではなく、全てにおいて同じ観点での一貫した評価にしておくことこそが、学びの連続性であり、切れ目のない支援につながる。</p>
指導要録の様式の改	○「指導に関する記録」に「入学時の障害の状態」とあるが、障害

善に向けて	<p>者差別解消法の趣旨から考え、「障害の状態と配慮事項」とした方が良いのではないかと考える。</p> <p><参考意見></p> <p>○義務教育を行う公立学校間の転学によって生じる指導要録情報の送付や学籍に関する記録等の事務が円滑・簡便にできるよう書式やシステムの統一を全国規模で図ることを検討されたい。</p> <p>○働き方改革を考えると転学等による指導要録情報の送付事務については転学元と転学先校間でインターネットにより行える、指導要録電子化システムの構築が必要である。</p> <p>○特に肢体不自由校で病院内訪問を行っている場合、転入学の手続きが極めて煩雑である。全国統一の様式により指導要録の学籍の記録に関わる転学・編入学等事務が円滑に進むように改善すべきである。</p>
その他、学習評価の在り方について	

3 知的障害の教育課程について

(1) 教科別の指導について

3つの観点に沿った観点別学習評価の実施に向けて	<p>○準ずる教育課程と同じく、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理し、教科ごとに観点別評価の例示をしていただければ、教員への指導・助言がしやすい。また、専門学科(家政・流通サービス等)においても観点を整理していただきたい。</p> <p>○星本を活用した体系的な指導内容と評価が必要である知的障害を教育する特別支援学校小学部学習指導要領における「算数」の指導内容が、新学習指導要領では3.1倍となっていることから、段階に応じた評価を明確にし、個に応じた評価ができる体系を整えられるとよい。</p>
指導要録の様式の改善に向けて	<p>○準ずる教育課程と同様の観点別学習状況を用い、例えば教科ごとに使用教科書名を指導要録に記入し、教科書の☆数に基づいた評価を記入することにより、修得内容と到達度を明確にすることができる。さらにその内容が個別指導計画とリンクさせることができれば効率的である。</p> <p><参考意見></p> <p>○義務教育を行う公立学校間の転学によって生じる指導要録情報の送付や学籍に関する記録等の事務が円滑・簡便にできるよう書式やシステムの統一を全国規模で図ることを検討されたい。</p>

	○働き方改革を考えると転学等による指導要録情報の送付事務については転学元と転学先校間でインターネットにより行える、指導要録電子化システムの構築が必要である
その他、学習評価の在り方について	

(2) 教科等を合わせた指導について

3つの観点に沿った観点別学習評価の実施に向けて	<p>○基本的には「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で整理していくことでよいが、「合わせた指導は、何の教科等と何の教科等を合わせた指導なのかで観 points の細部は違ってくる。例えば「日常生活の指導」では、生活科の観点とそれに合わさる各教科の観 points が加わっているような例示があると、分かりやすい。</p> <p>○障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うという目標をもとに、3観点の中での整理した例示があると教員へ浸透しやすい。</p>
指導要録の様式の改善に向けて	<p>○例えば、知的障害児童を教育する特別支援学校小学部学習指導要領における「算数」の指導目標・内容の記述量が新学習指導要領では3.1倍となる等、教科別に具体的な指導内容の段階が明示されたことは大変意義深い。</p> <p>これを受けて自立活動を主とする教育課程においても、「各教科」、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」、「自立活動」などと教科・領域を明確に評価できる様式に改定すれば具体かつ明瞭に記載しやすくなる。</p> <p>個別指導計画とも一体化した評価とし、業務の省力化を図ることも必要である。</p>
その他、学習評価の在り方について	

児童生徒の学習評価の在り方に関する御意見、御要望等集約用紙

障害種別	知的障害	会長名	大井 靖
------	------	-----	------

1 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について

意見・要望全般	<p>特別部会が示している「学習評価は、学校における教育活動に関し、子どもたちの学習状況を評価するものである。学習評価を行うに当たっては、子どもたち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につなげていくことが重要である。」ことを踏まえ、授業改善や教育課程改善に学習評価を活用することはもちろんのこと指導要録に学習の成果が、適切に記載できる様式としてほしい。ただし、教員の働き方改革も考慮して、効果的で効率的な様式を示してほしい。</p>
---------	--

3 知的障害の教育課程について

(1) 教科別の指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	従来の4観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理されていくなかで、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力に含まれる「感性や思いやり」など、どのように評価し育成していくべきかが大きな課題になると考える。是非、わかりやすい指針を示してほしい。
指導要録の様式の改 善に向けて	学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ることは、重要なことと考える。 3つの観点に沿った観点別学習評価の実施に向けて「目標に準拠した評価」を着実に実施するために、様式をわかりやすく再整理してほしい。 また、具体的な様式をご提案頂けると、検討しやすい。
その他、学習評価の 在り方について	

(2) 教科等を合わせた指導について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	知的障害教育の特性を踏まえたうえで、必要な場合には「各教科等を合わせて行うことができる」とされているが、その際に、合わせた一つ一つの教科の系統的な指導内容を、どのように適切に評価していくかは、検討が必要である。 是非、このことに関して再整理、再認識という観点から検討を進めてほしい。
指導要録の様式の改 善に向けて	各教科等を合わせた指導の評価及び記録について、一つ一つの教科の内容を観点別に評価し、それを指導要録に記載することは、現状の指導要録の記載状況から鑑み、学校現場としては非常に困難を感じる。 このことは、今後、文科省から示していただく方向を踏まえ、学校の中で、時間をかけて教員の理解を深めたり、実施方法を検討したりする必要があると考える。
その他、学習評価の 在り方について	

児童生徒の学習評価の在り方に関する御意見、御要望等集約用紙

障害種別	病弱	会長名	長岡 利保
------	----	-----	-------

1 学習指導要領の改訂に伴う学習評価の在り方について

意見・要望全般	身体上に制限のある生徒の学習評価について検討が必要である。 (例：心臓疾患があつて体育の実技が受けられない生徒の評価)
---------	--

2 準ずる教育課程について

3つの観点に沿った 観点別学習評価の実 施に向けて	
指導要録の様式の改 善に向けて	
その他、学習評価の 在り方について	県ごとに基準・規準が違ふと評価が難しい (県を越えての転入学があるので)

5. 全国特別支援学級設置学校長協会

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見・要望

全国特別支援学級設置学校長協会

新学習指導要領が告示され、各学校では全面実施に向けた準備に余念のないところです。本協会は、全国の特別支援学級や通級指導教室を設置している小・中学校、約 19,000 校の校長で組織されています。特別支援学級や通級指導教室では、教育課程を編成する際に、小学校や中学校の教育課程に加え、児童生徒の障害の状態によって特に必要がある場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することが可能です。そのため、児童生徒の学習評価については、小学校や中学校の通常の学級の児童生徒と同じ観点による学習評価を行う学校や、一人一人の障害の特性を考慮した特別支援学校小学部や中学部と同様の観点による学習評価を行う学校など、様々な状況があります。今回、時間があまりない中ではありますが、本協会の副会長（全国 8 ブロックからの代表）から意見を集約しましたので、その多様な状況を踏まえ、意見・要望を提出いたします。

I 障害の状態による多様な学習評価

1 特別支援学級の学習評価について

(1) 知的障害者を対象としている特別支援学級

知的障害者を対象としている特別支援学級では、特別支援学校（知的障害）の学習指導要領を参考に教育課程を編成している学級が多く、一人一人の障害の状態も異なることから、通常の学級と同様の評価規準を用いた評価は困難である。具体的な評価については、個別の指導計画に基づき、個別に設定した学習内容や年間計画により、学習の達成状況を観点別評価や総括的評価を加味しながら個人内評価を活用して行う学級が多い。

① 個別の指導計画に基づいた個人内評価

個別の指導計画は、学期の始めに、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、教科や領域ごとに一人一人に応じた学習内容を保護者とともに検討して作成する。個別の指導計画と通知表を一体化させ、評価の基準は個人内評価としている学級が多い。児童生徒の状況により、年度途中でも、個別の指導計画に加筆したり修正をしたりしながら学習を進めている。

② 具体的な評価の方法

具体的な評価の方法としては、ペーパーテストによる評価が困難な場合も多く、児童生徒の取り組んでいる様子の観察や、作成した作品、発表した内容等について、一人一人の到達度を設定して評価している。また、交流及び共同学習を行っている教科については、交流学級の担任や専科教諭と連携を図って評価を行うが、通常の学級の観点別評価を活用して評価

する場合や、成果や努力したこと等を文章表記で伝える場合等様々である。

その他、一般の高校へ進学希望する場合は、通常の学級と同じ5段階評価とABCの観点別評価を行う学級、下学年の教科書を使用している場合は下学年の評価観点で評価を行う学級、通常の学級と同じ通知表に加え特別支援学級で単独に学習している教科に関しては授業への取組や成果を別紙に記入する学級等、様々な例がある。

① 評価の際の配慮

児童生徒の意欲を喚起するような評価内容に配慮し、本人や保護者が読んで分かるように記載している。指導要録には「教科別の指導」「領域等を合わせた指導」とともに、記述式で達成状況や努力した点などを記入するケースが多い。

(2) 自閉症・情緒障害者を対象とした特別支援学級

自閉症・情緒障害を対象としている特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領を中心に自立活動を取り入れた教育課程を編成している学級が多いが、障害の特性から、当該学年の授業を通常の学級と同じように進めることが難しく、通常の学級と同様の評価規準を用いた評価が困難な場合もある。具体的な評価については、個別の指導計画に基づき、個別に設定した学習内容や年間計画に基づき、学習の達成状況を観点別評価や個人内評価も活用した評価を行っているケースが多い。

① 観点別評価と個別の指導計画に基づいた個人内評価の活用

知的障害のない児童生徒については、通常の学級と同じ評価規準を用いて評価を行う。知的障害のある児童生徒については、個別の指導計画に基づいた個人内評価も活用して評価を行う。個別の指導計画は、知的障害を対象とした特別支援学級と同様に、学期の始めに、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、教科や領域ごとに一人一人に応じた学習内容を保護者とともに検討して作成する。また、自立活動など特別支援学級のみで行う指導については、個別の指導計画に基づいて評価する。

② 具体的な評価の方法

知的障害のない児童生徒の場合は、通常の学級と同様にテストや学習・生活の記録から評価する。知的障害のある児童生徒の場合は、他に児童生徒の学習プリントやノート、発言、授業中の観察なども用い、個人の目標に応じて評価観点を設定し、評価している。また、交流及び共同学習を行っている教科については、交流学級の担任や専科教諭と連携を図って評価を行い、通常の学級の観点別評価を活用して評価するケースが多い。

③ 評価の際の配慮

通常の学級と同様の評価を行う場合でも、通知表の一部を変更して、努力した点、成長した点について文章による学習評価を行うなど、障害の特性に考慮した評価を行う。

2 特別支援学級の学習評価における課題について（意見）

- ・児童生徒の意欲を引き出すための評価でなければならないが、「できた」「できない」という評価になりがちである。

- ・小学校、中学校、特別支援学校といった連続性のある学習評価になりにくい。先を見通した長期目標が生かされない。
- ・個人内評価の観点が難しい。担任の主観に影響されやすい面がある。参考になる例が示されると嬉しい。
- ・達成度の設定について客観的な評価基準が難しい。
- ・各教科の到達状況が一目で分かるような、評価の一覧表のようなものがあるとよい。
- ・目標の設定が児童の習得状況によって途中で変更されることも多々あり、目標、指導、評価の一連の指導の設定が難しい。
- ・障害のある児童生徒の場合、短い期間での評価が難しいこともある。
- ・「育てたい力」をつけるために十分に計画し、「何をどのように学んだか」学習評価するための工夫を行う道筋をどの教師にも分かりやすいように示してほしい。
- ・自立活動の評価方法が難しい。
- ・肢体不自由特別支援学級の体育の評価、評定の扱いが難しい。
- ・学習評価については、それぞれの学校や担任に任せられている状況があり、特別支援学級担任が学習評価の妥当性について検討する場がない。
- ・指導者の技量によって、指導や評価にばらつきが生じ、特に目標の設定は困難である。教員の専門性が求められるが、十分な対応が難しい状況がある。そのため、適切な評価ができていないのではないかと葛藤が常にある。
- ・交流及び共同学習の時間が増え、通常の学級で学んでいる時間の学習評価が難しい。
- ・交流及び共同学習では、通常の学級でのねらいをそのまま当てはめることが多いが、交流しながらも、該当児童の実態に応じた目標を特別支援学級担任が設定することで、適切な評価をすることができる。

Ⅱ 通級による指導の学習評価について

1 通級による指導の学習評価について

通級による指導では、自立活動を中心に指導している。通級による指導の評価に関しては、個別の指導計画を作成し、自立活動についての目標を個別に設定し、その到達度について学期毎あるいは前期・後期で評価を行う場合が多い。通級による指導では、その評価を、通常の学級の担任や保護者と共有することが大切である。

① 個別の指導計画に基づいた個人内評価

個別の指導計画は、指導を開始する際に、一人一人の実態を丁寧に把握した上で、一人一人の課題を改善・克服するための自立活動の学習内容を保護者や通常の学級の担任とともに検討して作成する。個別の指導計画に基づき、一人一人の到達目標を設定し、その達成度を文章で評価し、報告書として作成する場合が多い。児童生徒の状況により、年度途中でも、個別の指導計画に加筆したり修正をしたりしながら指導を進めている。

② 具体的な評価の方法

通級による指導の様子は、通級指導担当教員、通常の学級の担任、保護者と連絡ノート

活用し、評価を共有する。

具体的な評価の方法として、市販のアセスメントを活用して児童生徒の変化を評価したり、行動観察や見取りの観点を数値化したりする等して、評価を行っている例もあった。通級による指導の評価方法については、今後、さらに検討が必要と思われる。

③ 評価の際の配慮

年度末に指導の記録を担当に送付し、通級による指導の目標や指導内容と変更について知らせる。また、通常の学級の担任はそれを受けて、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入する。

2 通級による指導の学習評価における課題について（意見）

- ・通級による指導の担当者が、一人で児童生徒 20 人以上を担当していることもあり、個別の指導計画を作成する時間を見出すことが難しい状況がある。
- ・個別の指導計画の目標設定や手立てについて検討することは行われていない。
- ・自立活動についての評価規準が難しい。客観的な評価ができないことがある。
- ・担当教師の観察と主観に頼ることが多くなる。
- ・記録や分析に時間がかかる。エピソードや逐語録など質的なデータの分析や行動の解析等が必要なるが、全てのデータを記録に残すことは難しい。
- ・在籍学級の担任との情報共有が欠かせないが、他校通級の場合、難しい面がある。
- ・個に応じた課題を設定することが難しく、評価の基準がないので客観的な判断も難しい。
- ・個別の指導計画に示されている目標が具体的、段階的になっているかが大切である。指標のようなものがあればありがたい。
- ・指導と評価の一体化がより求められる。
- ・学習評価をするためには、通級による指導担当者で通常の学級担任との連携が必要であるが時間が確保できない。
- ・自立活動が主たる学習になるので、数値化しにくく、どれくらい目標を達成したか客観的な評価が難しい。
- ・通級による指導で、「できるようになった」ことが通常の学級の中で生かされなければならないが、学習評価としてそこまで評価が難しい。
- ・ライフステージを意識した連続性のある評価につながっていない。

Ⅲ 通常の学級に在籍している障害のある児童生徒について

1 学習評価について

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒については、校内委員会等の設置により実態把握が進み、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されるようになった。また、合理的配慮も工夫されるようになったが、学習評価については今後、さらに研究が進むことが期待される。

工夫されている例として、次のようなものがあがった。

- ・学習評価の規準が設定されていても、障害のある児童生徒には到達できないこともあるので、個々の特性に応じ、得意なことを生かし表現させ、認めていくように工夫している。
- ・中学校においては、教科担任による「生徒の小さな変容」に対する気づきを学級担任に集約するようにしている。
- ・日頃の保護者へ連絡、個別面談等で授業の様子を知らせるなどして、どのように児童生徒を評価しているかを説明する。
- ・特性に応じて課題の量を調整した上で学習評価を実施している。
- ・文書による学習評価を、通知表に添付する場合もある。
- ・個別の支援計画に基づく学習面・生活面についての評価を記述式の文章で行っている。
- ・自己評価を取り入れ、本人が達成感を感じることができるよう工夫している。
- ・学習場面を振り返り自己肯定感を持てるようにして、自分から取り組もうとする態度であったかを学習評価するにすれば、障害のある児童の居場所も保障され、主体的な学びにつながっていく。
- ・授業における合理的配慮を徹底させることにより、教職員が、合理的配慮が障害のある児童生徒のスタートラインとして考えるようになれば、学習評価の視点が変わってくる。

2 通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の学習評価における課題について

(意見)

- ・通常の学級で作成された個別の指導計画が作成するだけに終わり、PDCAのサイクルになっていないケースがある。目標設定の妥当性や手立ての検討も必要である。
- ・指導上工夫している内容そのものを評価の対象としてよいか。
- ・どのように学習評価を行っているか、情報交換する場を積極的に設定する必要がある。
- ・不登校状況に陥った児童生徒を、提出物のみでの評価をどのように行うのか。
- ・障害の特性にもよるが、集中できない、意欲が長続きしないなどの面で評価が低くなることもある。それに対応する評価の仕方があれば教えてほしい。
- ・通常の学級の中で行える支援の実例や対応の仕方のマニュアルがあればよい。

今後、特別支援教育がさらに進み、一人一人の児童生徒の豊かな成長を促すためには、障害のある児童生徒の学習評価を確立していくことが重要です。今回、限られた時間の中では、全国の状況を把握するには至りませんでした。特別支援学級や通級による指導の学習評価が地域や学校の実情によって様々であることが分かりました。

小・中・高等学校の学習評価については、国立教育施策研究所等で研究開発されています。特別支援学校の学習評価については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で研究されたものがありますが、今後、小・中・高等学校の学習評価と連続した特別支援学級や通級による指導、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の学習評価の研究開発が進むことを期待いたします。

6. 日本私立小学校連合会

平成 30 年 6 月 27 日

中央教育審議会
初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ御中

日本私立小学校連合会
会長 小泉 清裕

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見及び要望書

1. はじめに

初等中等教育局教育課程課から依頼のあった、「児童生徒の学習評価の在り方に関する意見及び要望書」については、当連合会役員に依頼を送り、それぞれの学校における意見や要望の提出を求めた。しかし、ここに提出する「児童生徒の学習評価の在り方に関する意見及び要望書」は、提出された学校の意見を参考にして記述しているが、日本私立小学校連合会としての総意として書かれたものではないことをお伝えしておく。

2. 全般

学習指導要領はおよそ 10 年に一度の改訂が行われ、その都度、学習指導に関する指導方針や内容が変更されている。そして、学習指導要領の内容等の変更に伴って、児童生徒の学習評価の在り方も部分的に見直されてきた。

2002（平成 14）年度から施行された学習指導要領の基本理念は、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などの「生きる力」の育成があげられた。具体的には「総合的な学習の時間」が新設され、相対評価から達成度評価いわゆる絶対評価が導入され、画期的な教育転換として考えられた。

その後、OECD の生徒の学習到達度調査（PISA2003）等の結果により、いわゆる「脱ゆとり教育」への方向転換が行われ 2011（平成 23）年度からは「ゆとりでも詰め込みでもない生きる力を育む教育」と称される学習指導要領が施行され、授業時数の増加等、また異なる方向への転換が行われてきた。

小学校 1 年生が中学校 3 年生になるまでに 9 年かかるのに対し、10 年ごとに学習指導要領が改訂され、教育方針が変更されているのでは、それぞれの学習指導要領に基づく教育を通して受けられる児童生徒はほんのわずかしかないことになる。少なくとも新しい方針における教育の本当の結果が見えないうちに、新しい方向への転換が行われてしまっているように感じる。

同時に、直接児童生徒の教育に携わる教員にとっても、短期間でのめまぐるしい変化に十分に対応できないまま、常に新しい変化に対応せざるを得ない状況にある。

評価の在り方だけでなく、その前提としてある教育方針に対しては、部分的な見直し

ではなく、数十年に及ぶ安定した教育方針の構築の必要性を感じている。また、それに伴う根本的に新しい評価方法の設定がない限り、昔ながらの評価のマイナーチェンジではグローバル化や多様性を尊重した教育への対応は難しいと考えている。

3. 「ワーキンググループにおける主な意見等」に対する意見と要望

①全般

・学習評価の在り方

指導事項と評価が一貫していることは同然のことである。その上で、学習評価や基準について児童生徒及び保護者にあらかじめ明示されることは必至である。この場合、教育関係者ではない、保護者や児童に対しては、その内容が理解できるような方法で提示することが望まれる。

学校ごとの教育目標とのつながりについては、私立小学校の場合は各校の建学の精神との関係があり、文科省が提示する評価の基準や方法との相関関係を精査し、学校ごとの判断が必要になるため、変更が生じる場合には検討する期間が十分に必要である。

・学習評価の現状と課題（小学校）

私立小学校においては独自のカリキュラムを立てている学校が多く、検定教科書以外にも使用している教材も多い。単なる教科書準拠のテストのみによる評価ではなく、独自のテストの実施やテスト以外の活動評価など、総合的な観点からの評価を行っている学校も多い。また、教科担任制を取っている学校も多く、それぞれの学校における評価の基準や方法については一概に述べられないのが現状である。この点については私立小学校の独自性に対する考慮をお願いしたい。

②観点別学習評価について

〈「全体」及び「知識・技能」の評価について〉

・「今回の改訂における『知識』は個別の事実的な知識のみではなく、相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むと整理されており」という点については非常に優れた考えであると思う。

しかし、これをどのように評価するかが問題であり、「『知識・技能』についてはペーパーテストを基本に考えている」という単純なものでは、過去の評価における「事実的な知識」の評価になってしまうことと、「技能」をペーパーテストで判断することは、特に小学校においては難しいと考える。

〈「思考・判断・表現」の評価について〉

・評価の工夫として、ペーパーテストについての記述があるが、ペーパーテストの工

夫以前にペーパーテスト以外の評価の方法を検討する必要があると感じる。実際に「総合的な学習の時間」の実施以来、小学校におけるパフォーマンス評価やポートフォリオ評価などはかなりの進歩があり、これらの評価の進展と、この機会にさらに新しい評価方法を考え出す必要があると感じている。「思考力・判断力・表現力」については短期的な観察や担任ひとりでの判断では評価することが非常に難しいと感じる。すべての教員が一人の児童との接触の中で判断する必要があると考える。

〈「主体的に学習に取り組む態度」の評価について〉

・評価が学習意欲を促進するという考え方は、他者との比較をしないという完全な絶対評価による評価の実施の場合には理解できるが、相対的な評価が多少でも加わるならばかえってマイナスの影響が大きいと考える。また、学校における態度だけではなく、放課後や家庭での生活における態度も判断材料になると感じる。

また、態度を評価するというのは、外的な判断だけでは非常に難しく、他者の目を気にしたり、意志とは異なる態度を示したりすることも少なくない。情意領域を評価することの意義や方法については十分すぎる検討が必要である。

〈「評定」について〉

・評定を行うこと自体、絶対評価であると言いながら、「序列」に向かっていることは否定できない。新しい学力観を考えるならば、数字や記号による評価で人の生き方を評価すること自体が時代錯誤であり、「評定」は廃止するべきである。

③多面的・多角的な学習評価について

〈多面的・多角的な学習評価に向けた評価方法の改善〉

・パフォーマンス評価やポートフォリオ評価は小学校においては十分にその役割を果たしている。これらの評価の進展と同時に、新しい評価方法の開発が今だからこそ必要になっている。

児童相互の評価も必要ではあるが、評価者としての心構えや責任について、また、被評価者としての対応についてなどを十分に学ばせてからの実施でないと危険が大きすぎる。

〈その他〉

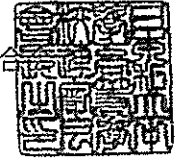
・通知表の在り方についても「何を通知するのか」ということと同時に、存在そのものの意義も含めて抜本的に検討をする必要がある。

以上



中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田



「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見について

1. 学習評価全般について

新学習指導要領にかかる中教審答申では、全ての教科等における教育目標や内容について、学校教育法第30条第2項が定める「学力の3要素」に基づいた「資質・能力の3本柱」を、あらたに「評価の3観点」として再整理し、総じて「何ができるようになるか」を求める目標型評価の実質化に取り組むとされている。

これからの時代に必要な資質・能力に基づく学習観や、それを実質化するために目標型評価を確かなものにする必要性は十分に理解できる。そしてまた、それらを初等教育から中等教育まで一貫して実施するため、とくに高大接続の大学入試改革にも取り組む必要があることも、すでに広く理解されてきつつあると考える。

しかし、社会的に汎用的な能力やコンピテンシーなどの有用性が取りざたされることはあるが、新学習指導要領の最も重要な点として、資質・能力の育成をめざす教育観が広く理解されているとは言えないのではないか。資質・能力に基づく学習観への転換には、教育関係者はもとより、国民一般に向けた広報の促進が必要ではないか。

2. 高等学校における指導要録について

中教審答申では、学力の3要素を柱とした資質・能力のバランスの取れた学習評価を行うため、単にペーパーテストにとどまらない多面的・多角的な評価を行い、生徒の資質・能力について高等学校教育を通じて発展・向上させるとし、そのためにも、指導要録の改善を図るとしている。

さらに、それに先行して、大学入試に用いる調査書様式の一部が変更されるとともに、生徒の諸活動について記載する上で、その枚数制限がなくなることとなった。ついては、調査書を作成する上での原本にあたる指導要録もまた、記述量が限定されなくなったと受け止めざるを得ない状況にある。

一方、指導要録に文章で記述する項目については、一定のマニュアルに基づいて書かれるなどの形式化も見受けられる。現状では、指導要録が単に生徒に関する書類上の記録にとどまっており、生徒に関する情報量は増えたとしても、それらが活用されなければ、高校の教員の負担のみが増えることを意味する。

もとより、指導要録に記載される事項については、教員が生徒との面談に活用したり、教員同士で共有する情報として必要であるが、教師や生徒にとって、どういう点をどのよ

うに改善すればよいのかが明確になっていない。これらの改善策として、各学校における教育目標や各教科の目標などについて、ルーブリックなどによる具体的な指標となる評価基準を設ける必要がある。

また、クラブ活動やボランティア活動等、生徒の校外活動については、教員は実績などをつぶさに把握できないため、生徒による自己申告が欠かせない。これらの課題を踏まえ、指導要録が、教員や生徒にとって有益に活用されるためには、ICTによる記録や生徒自身によるポートフォリオなどの取り組みが必要である。

3、高等学校における評価と大学入試との関連について

今般の高等学校教育改革や学習評価の方向性は、様々な教育活動をする高等学校の実態に即して、それらの学習成果などについて多面的・総合的に評価をしようとするものであり、教育現場に即したものとして理解できる。

しかし、今後、新学習指導要領において重視される資質・能力の3観点について、大学がどのように評価しようとするのかが不透明である。大学側も、高等学校での学習評価について、新学習指導要領の方針に則って、どのように活用するのか検討し、積極的に活用するためには、具体的にどのような評価内容が必要なのかを明らかにすべきではないか。

とくに、「主体的に学習に取り組む態度」は、評価の考え方が曖昧で、各学校や教員によって評価の基準や方法が異なったり、高校で記録した内容と大学にとって必要な情報が、マッチングしないことも考えられる。ついては、主体性などの情意的な資質に関しては、生徒が記述するポートフォリオを活用したり、生徒の自己評価を面接で確認するなど、多面的な評価方策が一層必要になると考えられる。

また、今般の大学入試改革では、必ず「学力の3要素」について評価する大学入試を実施することとしているが、大学入試における第3要素は「主体性・多様性・協働性」とされることが多く、新学習指導要領における資質・能力の「学びに向かう力・人間性」との関連性があきらかにされていない。

さらに、高大接続の観点から、入学者選抜の際に受験生にどのような資質や能力を求めるかについて、大学側がアドミッションポリシーに明記し、高校側でそれに応じた調査書を作成するなど、柔軟な仕組みを取り入れる必要がある。いずれにしても、ワーキンググループでは、大学入試などにおいても、新学習指導要領で育むべき資質・能力を踏まえた評価が行われるよう議論すべきである。

以上

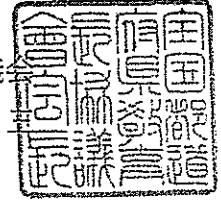


全教委連第96号

平成30年6月29日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

全国都道府県教育長協議会
会長 中井 敬



児童生徒の学習評価の在り方に関する意見書

平成28年12月の中央教育審議会「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」では、今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校及び特別支援学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが示されています。

学校における教育活動に関し、子供たちの学習状況を評価することにより、教員が指導の改善を図るとともに、子供たちが自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要です。

また、新学習指導要領が示され、指導内容等については明らかになりましたが、その趣旨及び内容の実現を図っていくためにも、指導と評価の一体化の観点から、評価の在り方を具体的に示していくことが必要です。

一方、小・中・高等学校及び特別支援学校のいずれにおいても、学習状況の評価に関する資料の収集及び分析に相当な時間を要している現状もあります。

つきましては、今後の学習評価の在り方を検討するに当たり、学校における働き方改革の視点も踏まえて、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 学習評価全般について

今回の改訂では、これまで「学力の3要素」を踏まえ、4つの観点ごとに学習評価していたところ、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に整理されることが予定されている。

そのうち、「思考・判断・表現」について、今回の答申において、「未知の状況にも対応できる『思考・判断・表現力等』」と示されるなど、これまで以上に

児童生徒の学びを丁寧に見取っていく必要がある。また、「主体的に学習に取り組む態度」についても、今後は主に情意面やメタ認知の状況を更に詳細に見取っていく必要があるため、評価方法の更なる創意工夫が不可欠である。これら2つの観点の評価については、「知識・技能」の評価と異なり、客観的な評価になじまないことから、ある程度の期間を区切った児童生徒の伸長の追跡等、評価方法の工夫及び開発が必要であると考えられる。

「評定」による評価については、学習の成果や成長をわかりやすく示すことができるため、児童生徒の意欲を高める評価としては有効と考える。一方で、高校入試や大学入試の判定に評定を加える場合の課題として、学校によって評定の算出基準が異なっており、同レベルの学力を有する生徒でも学校によって評定が異なる可能性があることが挙げられる。

以上のことを踏まえ、今後次のことについて検討をお願いしたい。

- ・ 学習評価の指針、評価の各観点の捉え方、観点ごとの評価方法等の具体的な提示
- ・ 「思考・判断・表現」を評価する際に、論述型の評価だけでなくペーパーテストによっても評価が可能となる改善モデルの提示
- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価項目や評価方法等についての例示
- ・ 特に「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、妥当性と信頼性のある評価方法の例示
- ・ 高等学校が対応する上で事前の準備ができるように、大学入試におけるポートフォリオ評価の正確な情報の提示
- ・ 大学入試における調査書等に記入する学習の成果等について、各大学の入試での確実な活用

2 効果的・効率的な学習評価の在り方について

新学習指導要領が示す、今後児童生徒に求められる資質・能力を育成していくためには、一人一人の子供たちの力をこれまで以上に詳細に見取ることが重要である。そのためには、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、ペーパーテストだけでなく提出物や成果物等、実際の子供たちの様子などから見取っていく必要があり、評価方法の質の向上を求めることで教員の業務量をさらに増加させる懸念がある。

学習評価は教員が担うべき業務であるが、学校における働き方改革の観点からも、それに係る事務作業の負担軽減など、効果的かつ教員に過度な負担をかけない方策を検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、今後次のことについて検討をお願いしたい。

- ・評価に関するデータ入力や整理等を行うサポートスタッフの拡充
- ・校務支援システムの開発に係る技術的・財政的な支援
- ・教員の負担軽減を鑑みた指導要録、入試の調査書等、学習評価に係る書類についての様式の簡素化の促進

3 障害のある児童生徒の学習評価について

今回の学習指導要領の改訂では、障害のある児童生徒にどのような資質・能力の育成を目指すのかについて、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱（観点）に沿って整理し、教科等の目標及び内容が明確化された。

このことから、学校現場では、それぞれの観点の捉え方、学校全体あるいは学習集団単位における評価方法等について理解を深め、充実させていくことが重要であると考ええる。

障害のある児童生徒の学習評価に当たっては、基本的には障害のない児童生徒と同様に評価されるべきであるが、障害の状態等に応じて、学習指導を工夫する必要があることから、設定する指導目標や評価規準の妥当性に配慮することが求められる。

また、知的障害や重複障害のある児童生徒が学ぶ教育課程については、各教科等の教育の内容毎に適切に授業時数を配当して編成すること及び教科別の指導と各教科等を合わせた指導を関連付けることによる「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要となる。対話する場面、振り返る場面、考える場面、教師が教える場面などを題材や単元全体としてバランスよく配置し、授業を組み立てていくことが必要であると考ええる。

以上のことを踏まえ、今後次のことについて検討をお願いしたい。

- ・発達障害などを含む一人一人の障害の状態等に即した適切な指導や評価上の工夫をしながら、評価自体への信頼性を担保するための配慮等についての具体的な提示
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりや評価方法についての具体的な例示

4 言語能力や情報活用能力など、教科等横断的な視点で育成を目指すこととした学習の基盤となる資質・能力の評価について

新学習指導要領が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じて、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことが重要である。

新学習指導要領においては、学習の基盤となる資質・能力として、言語能力や情報活用能力などが示されているが、教科等横断的な視点に立ってその評価を行う

に当たっては、全教科を俯瞰し、各教科等の特質を生かして評価することになり、各学校では評価項目や評価方法の創意工夫が必要となる。

以上のことを踏まえ、今後次のことについて検討をお願いしたい。

- ・教科等横断的な視点に立った学習の基盤となる資質・能力の具体的な評価項目や評価方法等について、学校が組織として教育活動を行えるよう、その具体の例示

9. 指定都市教育委員会協議会

意見書

平成 30 年 6 月 28 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 様

平成 30 年 6 月 1 日付をもって意見を求められた児童生徒の学習評価の在り方に関しまして、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 評価全般

- 資質・能力の枠組みが変わったということは、評価が変わるということである。何をどのように評価するのか、理論的側面と方法的側面の両面から具体を示していただきたい。教育委員会としては、各学校への評価の在り方について周知の期間を考えると、準備のための時間の確保という面から、今後の日程はどのようにするのか、示していただきたい。まずは、スケジュールだけでも示していただくことで、教育委員会及び学校の構えが変わってくる。また、校務支援システムを導入している自治体もあり、そのシステム対応も待ったなしであり、業者との調整も滞っているのが現状である。
- 国立教育政策研究所の「評価基準の作成のための参考資料」が各学校での基準となる具体的な資料となるのだが、これはいつ公表されるのか、示してほしい。

2 観点別評価について

- 小学校では、教科書会社や教材会社が作成している教科書準拠のテスト問題を活用しており、その評価文化を変えることは容易ではない。またこれまでの評価文化を変えるためには、丁寧な説明が必要である。
- 指導と評価は一体であると以前から言われており、更なる実践に向けてそのための資料収集とそれをもとに判断して、授業計画を変えていくための手順を整える必要がある。
- 適切に目標準拠評価を行うためには、各学校において年度当初に適切に教育課程を作成し、各教科の年間計画において、評価についても明確に示しておくことが最も重要であると考えられる。
- 育成を目指す資質・能力と合わせて、これまでの評価の観点が3つに整理されることから、評定をなくすことも含めてその意味を問い直す必要があるのではないかと。
- 評価の観点が4つから3つに整理され、より客観性が求められる「関心・意欲・態度（主体的に学習に取り組む態度）」の割合が大きくなるため、妥当性を担保する工夫が必要であると考えられる。併せて、「主体的に学習に取り組む態度」を含めた評定は、どのような注意が必要なのか、示してほしい。
- 「思考力・判断力・表現力等」の評価においては、かなり広範囲の評価となり、長期的な成長の中でどのように評価として明示していくかが難しい。評価された児童・生徒が、それをどう捉えるのかということも考えていく必要がある。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、信頼性や妥当性を高めることが非常に難しいと考える。教師の年齢構成が経験の浅い教師が多くなる現在、子供たちを見取る力を高める必要があると思うがその方策は計画しているのか、示してほしい。
- 資質・能力の一つである「学びに向かう力・人間性」が評価においては「主体的に学びに向かう態度」というように言い換えられているところなどから、理念を実現する難しさがあることは理解できる。各学校における評価の質の担保や共通理解を国として求めるのであれば、これまでの評価との共通点や相違点などから、その視点を示すことが必要である。学校

が主体性を発揮する「カリキュラム・マネジメント」に全てを担わせることはできないと考える。指導要録で示す観点を早い段階で決定してほしい。

- 技能教科については、「評価のたびに、技術部分の観点別評価に重きを置いて、評定を行うべきではないか。」という現場の教員の声がある。
 - 国語科では、これまで「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域を観点とした評価を行ってきた。「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力については、今後も「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域別に評価することが分かりやすいと考える。
 - 音楽科では、「音楽的な思考力・判断力・表現力等」「音楽的な知識及び音楽表現の技能」という名称を使用することはどうか。
 - 総合的な学習の時間の「知識・技能」に関して、技能をどう捉えていくかは、学習指導要領解説にもほぼ明記されていないので、考え方を補助資料等で示していただきたい。
 - 新学習指導要領における評価の観点が、学校教育法の学力3要素に合わせ、小・中・高等学校の各教科を通じて共通の観点到整理されることは、よく理解できる。一方で、現行学習指導要領においてどのような意図で基本の4観点及び各教科の観点を設定したのか、そしてその成果と課題をどのように評価して今回の変更に至ったかという、説明と分析を示していただきたい。
- 3 多面的・多角的な学習評価について
- 新学習指導要領の実施に伴い、より多視点な評価が求められるようになるが、その具体的な手続き等については不十分であり、だからといって安易に行えるものでもない。その矛盾を克服することが重要である。育てたい資質・能力を見取ることができ、かつ業務改善の視点を確実に取り入れた評価の理論と方法、そして具体的な手続きを示していただきたい。
 - 今後提示されるであろう具体的な評価方法の案が、今以上に教員の負担につながらないよう配慮が必要である。
 - ルーブリック評価やパフォーマンス評価を取り入れるにあたっては、文部科学省から具体的な事例集等を提示していただくと、各教育委員会や各学校での活用につながると考える。
- 4 効果的・効率的な学習評価の在り方について
- 新しい学習指導要領で求められている学習評価を実現するためには、教師一人一人の評価力量が問われることになる。現在、「教員の働き方改革」が言われている中で、新しい学習指導要領が求めている学習評価を実現するとすると、これまで以上に業務多忙となる恐れがある。学習評価の在り方・方法の提示が、教師一人一人に、わかりやすく負担感を感じさせないようなものにする必要がある。そのためには、マニュアルや事例を示すことが有効であると考えられる。
 - 年度当初に年間評価計画を立てておくことは、評価を行う教員のタイムマネジメントの改善にもつながり、働き方改革に有効であると考えられる。
 - 学校では、児童生徒への支援、授業改善、保護者等への説明責任などへの対応から、評価を主観から客観にするよう、その評価に膨大な時間をかけている。いつ、どのような時間を使って作成するか、具体的な時間とプロセスと人材配置の想定を踏まえて、方向性を示してほしい。どの程度まで実施するかを明示していただき、評価の面からも業務負担・業務改善を促していただきたい。
 - 家庭科、技術・家庭科としては、「児童生徒の学習評価に関する論点例(案)」の(その他)の三つ目にある「評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」については、前回作成されたものと同様のものをぜひ発行してほしい。
 - 小学校は担任のみで全教科を、中学校では特に音楽や美術など一人配置の学校においては、一人で数百人を評価する実態があるため、その解消には計画的な定数改善が必要になってくる。

5 その他

- 教職員の年齢構成が、偏っている状況を考えると、評価の在り方について研修や周知の期間が必要となる。市教育委員会が、方策を考え、対応できる時間や場が必要であるとする。
- 特別活動と総合的な学習の時間は、今年度より新学習指導要領による実施をしているが、文部科学省より学習評価に関する情報が昨年6月、7月以降なく、各学校では、教育課程編成や年間指導計画を作成、授業を実施するにあたり、どのようなになるのか、具体的見通しがもてず、混乱している状況がある。先行実施と評価は一体であり、セットで周知する必要がある。時間的に、とても厳しい状態で実施している。今後の進め方については、このような教科等の状況もふまえて、示してほしい。
- 誰が、どのような手順で人選するなど、その確保等の業務を考えると、学習評価や成績処理に関する補助的な業務をサポートスタッフ等に依頼することは難しいのではないか。
- 特別支援学級の生徒児童の評価については、支援学級に在籍する子供たちの増加により、経験のない教師が担任となることもある。このような現状から「特別支援学級用の評価の指標」も必要であるとする。

以上

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見・要望

中核市教育長会

1. 全般

(1) 学習評価の在り方

- 学習評価の在り方についての以下のような基本的考え方に立って考えたい。
 - (1) 学習評価をすることの最も重要な目的は、子どもに還元できる評価であり、教師が授業改善できる評価である。
 - (2) 子どもに評価を還元する「通知表」と、指導に必要な記録である「指導要録」を一体化し、子ども自らが試みる理解や、さらなる伸長への努力と、そのための教師の指導、支援を同じベクトルにする。
 - (3) 教師の評価があつてこそその子どもにとっての学習の成果であることから、日常的に容易に評価ができるような、評価を意識した授業方法や学習環境を構成する。
- 子どもの自己評価を取り入れた学習評価としていきたい。
- 可能な範囲で相互評価も取り入れることが、子どもの自己評価力を高めることになる。
- 評定と記述による評価が、どちらかに偏りがあるのではなく、バランス良い評価とすべきである。現在は、どちらかという、記述の評価へという流れにあり過ぎているのではないだろうか。
- 教室に入っている指導員やサポーター等、教員免許を有しない者からの情報も、主たる指導者の確認によって学習評価となるようなシステムを構築し、可能な限り多くの目で評価を行う。
- 教員にとって過度な負担とならないような手立てを具体的に示していただきたい。
- 本年度から、総合的な学習と特別活動は新学習指導要領に基づいて実施をしているが、評価の方向性が見えない。学習評価について、早急に示していただきたい。
- 言語能力や情報活用能力など、今次改訂で教科横断的な視点で育成を目指すこととされている資質・能力について、直接的な対象として評価規準を作成し評価することは困難であると考え。子ども個々の顕著な事例については、通知表及び指導要録の総合所見に記載することで対応するのが望ましい。
- 子どもたちの人口は今後も減っていく見通しであるが、特別な支援を要する子の人数は、2030年をピークに更に増え続けると試算されている。そのような状況で、例えば、30人の通常学級の中に、情緒的な障がいのある子どもが一人いるだけでも、学級経営は困難になると言われている。教員にとって過度の負担とならないような、効果的・効率的な学習評価の方法は、どのようにあるべきか。
- 学習指導要領が3観点から整理されたことから、目標に準拠した評価を進めるためには、それに合わせた授業改善が必要である。

- (ワーキンググループにおける主な意見P 4 L 1 7)「いまだに相対評価との誤解があること、保護者の意識が「序列」に向いているなど、評価があると、目標に準拠した教科の本質が理解されず有効活用を妨げているのではないか。」とあるが、これは教師も同じであり、進路指導を積み上げてきても高校進学を目の前にして結局は「数字」に特化した進学指導になってしまうケースもあるように思う。中学校から高等学校、高等学校から大学と進学のあり方自体が問題視されるべきであると考える。
- (ワーキンググループにおける主な意見P 5 L 5)「単元末のペーパーテスト中心の評価から、単元のまとまりを通して、学習過程をどのように評価していくかという視点が必要」とあるが、大学を含め、今、入試問題の傾向が変わってきている。ペーパーテストであっても子どもの思考を問う問題を載せるなど、子どものどの力を見とり、評価しようとしているのかを明確にし、子どもの成長を見通した、意図した評価を計画的に行うようにしていかなければならないと考える。
- 「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導改善に伴い、評価をどのように行っていくべきなのか、評価基準とともにご指導いただけるとありがたい。
- 評価を工夫していく中で、ポートフォリオやワークシートを活用する場合、その活用についての十分な研修が必要であると考える。
- 不登校状態にある児童生徒についても様々なケースがあり、その評価や評定の対応について判断が難しい場面が多くなってきている。ガイドラインのようなものをお示しいただけるとありがたい。
- 「指導要録の参考様式の大幅な簡素化」について、働き方改革のためにも推進していただきたい。
- 新しい学習指導要領の理念に基づいた授業と評価のあり方、さらに児童生徒の学びの見取などについては、各学校で校内研修により議論を重ね、教員同士で考えていく場を作っていくことがたいへん重要であり、各校ごとのPDCAサイクル作りがますます重要になってくると考えている。
- 小学校における教科書準拠テスト問題を使用しているが、全国学力・学習状況調査の求める能力育成とそのテスト問題の関連性を図っていくとよいのではないか。
- 要録等は国の方針・様式に則って作成されているのが現状であるため、全て市町村に委ねるのではなく、一定の方針や様式を含め県が明示してほしい。(大きな変換期では特に)
- 新たな評価が行われる場合には、基準となる観点等について、地域の実態に合わせて県が示してほしい。職員で、共通理解・共通実践できるように努めているが、児童生徒の実態に合っていない面があり、評価に差が生じているように感じる。

(2) 学習評価の現状と課題

<小学校>

- 原則として全教科等の学習を担当するため、きめ細かい評価を行う余裕がない。
→原則として全教科等の学習を担当する小学校教師は、きめ細かい評価を行うため、大きな負担がかかっている。

＜中学校＞

- 中学校の教師は、教科書会社から出されている教科用指導書（いわゆる赤本）を参考にしつつも、教科担任制のため、学校や教師独自の評価用資料を作成することが多い。
→中学校の教師は、教科書会社から出されている教科用指導書（いわゆる赤本）を参考にしつつも、教科担任制のため、学校や教師独自の評価用資料を作成することもある。
- 生徒の関心が、高校の入学選抜に直結する教科や簡単に成績が上がる教科に重点が置かれがちであるなど、目標評価の本質を理解されず、観点別評価が有効活用できていないこと、等の課題が指摘されている。
→生徒の関心が、高校の入学選抜に直結する教科に重点が置かれがちであるなど、目標評価の本質を理解するよう努力しているが、観点別評価をする際に判断に迷うことがある、等の課題が残されている。
- （ワーキンググループにおける主な意見P1L18）「生徒（保護者）の関心が、高校の入学選抜に直結する教科や簡単に成績が上がる強化に重点が置かれがちである」との課題があがっているが、それは教師の姿勢も同じである。形式的なことだけでなく、観点別評価を子どもの成長を支える支援であると考えられるように体制を整えていかなければならない。

2. 観点別学習評価について

＜全体＞

- 評価の観点を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することは大いに評価できる。
- 「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の重みづけは1/3ずつでよいか。
- 観点別学習評価について、今回の改訂では
 - ①【何を理解しているか、何ができるか】（知識・技能）
 - ②【理解していること・できることをどう使うか】（思考力・判断力・表現力等）
 - ③【どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか】（主体的に学習に取り組む態度）
 の3つを関連付けて、総合的にとらえて評価することと示されているが、特に②③のような概念的な理解をどのような方法で評価するのか。

- 学習指導要領が3観点から整理されたことから、目標に準拠した評価を進めるためには、それに合わせた改善が必要である。
- 授業改善を推進していく上で、新学習指導要領においても現行学習指導要領に掲げていた通り、指導と評価の一体化を図っていくことが一層求められてくると捉えている。したがって、3つの資質・能力を授業場面において子どもの姿で具現化すると共に、教師が授業のゴール像（本時のねらい）を明確に持つておくことが大切である。
- 学力の3つの要素と評価の観点との整理を行うのであれば、各教科の観点別学習状況もそれに伴った見直しが必要ではないか。
- 現行の学習評価の観点と新しい学習評価の観点との関連を、今後、各教科で具体的に明示していただきたい。例えば、算数・数学では、これまでの「関心・意欲・態度」「数学的な考え方」「技能」「知識・理解」の4観点のうち、「技能」と「知識・理解」が統合された形となり、比較的わかりやすい変更となっているが、教科によっては、評価の枠組みの大きな変更となることが予想できるため、現場の教職員が新たな学習評価に対応できるように、関連表等の参考資料の準備をお願いしたい。
- 学習評価は、「主体的・対話的で深い学び」の実現とともに機能するものであるため、教師の力量の向上が不可欠であると考え。「学習評価の工夫改善に関する参考資料」については、改訂に伴う新しい評価への変更の趣旨や意義、理念について、教員が理解できるようにしていただきたい。
- 「主体的に学習に取り組む態度」は「形式的な活動で評価するものではない」ということや、「観察による評価は、児童生徒の性質・性格による差が生じやすい」とあり、その通りだと考えている。しかしながら、児童生徒の記述から評価することが多くなった場合、言語理解や言語能力が低い児童生徒の評価が正しく行われなことも危惧される。いずれにしても、偏った方法での児童生徒の評価にならないように留意したい。
「主体的に学習に取り組む態度」を適切に評価していくための様々な方法を例として示していただくことは、教員にとって大きな支援となると考えるが、児童生徒を相対的に見るのではなく、一人一人の育ちや変容を観ることに留意することが必要であり、そのための教師の力量向上が重要であると考え。
- 進められる大学入試改革により、高校入試も変わっていくものと考え。今後、「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」のそれぞれの観点をどのように評価するか基準について、具体的に例示してほしい。
- 教員にとって過度な負担とならないような手立てをどのように講じるか。

児童生徒の評価基準をあらかじめ学年や教科等で統一することが、負担軽減につながると考える。
- 障害のある児童生徒の学習評価にあたって、どのような配慮を行うことが考えられるか。

学校の教育活動の中での様々な体験や学習を通じた成長を教員が把握し、個々の児童生徒の見取りを行うことが必要と考える。成果物や発言などの“見えるもの”にとどまらず、

顔つき表情なども細かく観察するようにする。

- 言語能力や情報活用能力など、今次改訂で教科等横断的な視点で育成を目指すこととした学習の基盤となる資質・能力をどのように評価するか。

言語能力は、適切な言語環境や学習指導によって培われるものであるので、日々の指導の積み重ねであると考え。児童生徒の発表・ノートや成果物の記述内容などを計画的に蓄積し、指導の成果を総合的に評価していく。

- 国立教育政策研究所が作成している「評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（仮称）」について（構成や分量、その他変更すべき点、日常的な活用の推進方策、等）。

本資料には、現場の教員が指導の成果をどのように評価するかについての、大きな手掛かりとなる事例が掲載されている。具体的な事例を用いた評価方法が大変参考になるものである。新学習指導要領に対応したものが公開されるのを期待すると同時に、各校でも教科の目標や児童生徒の実態に応じた評価基準を研究作成する必要があると考えている。

可能な範囲で、一つの教科の様々な分野・領域の具体的な評価があれば現場の教員としては参考となることであろう。

<知識・技能>

- 教科横断的な視点が必要だと記載されているが、教科をまたいだ「知識及び技能」を評価するとした場合、どのような点に留意して評価していくのか。
- コンセプトマップ法とあるが、マップを作らせた後、何をどの程度書いていけば、どのような評価ができるのか、具体例を示していただけるか。

<思考力・判断力・表現力>

- 見取りの方法として、パフォーマンス評価とあるが、具体的にはどのような評価があるのか。
(例)・英語科でのALTとのインタビュー、スピーチ等は考えられるか。
 - ・ルーブリックは、国研で例を示してもらえるのか。
 - ・パフォーマンス課題を出した後、レポート発表等も入るのか。
- パフォーマンス評価は、教師の主観で行われてしまう場合があり、評価規準の設定において、客観性に欠ける可能性があるのではないだろうか。そのため、目安となる指標設定を示していただけるのか。
- パフォーマンス評価におけるルーブリックを設定する時に、複数教員で設定すると客観性が高まることは良いことである。しかし、単元や題材のまとまり毎に設定する場合、かなりの時間を費やす可能性があり、働き方改革に逆行するものではないだろうか。
- 「思考・判断・表現」と、「思考力・判断力・表現力等」との違いを今後明確にする必

要があるのではないか。

＜主体的に学習に取り組む態度＞

- 答申のとおり、多角的に多様な方法で評価すべきである。
- 「評定」は総括的な評価なので、「主体的に学習に取り組む態度」を含めることは当然であるとする。
- 留意点に記載されている手順で評価を行うことは、教員の負担を増大させる。精度を上げようとすればするほど、教員は疲弊してしまう。
- 現行の学級数に基づいて教員定数を決める制度を抜本的に見直したり、サポートスタッフ等を配置したりすることにより、教員に評価できる時間を確保する必要がある。単なる働き方改革やICTの活用で乗り切れる課題ではない。現場に必要なのは「人材」である。
- 学習評価の工夫改善に関する参考資料において、必要な手順を示すだけでは趣旨が達成されないのではないか。
- 「関心・意欲・態度」の評価を行っていく際に、教員の主観が入りやすく客観性が十分に保たれていないという課題が見られたことから、特に、「主体的に学習に取り組む態度」については、これまでの「関心・意欲・態度」と比べて、何について、どのように評価していくのかを明確に示していただきたい。
- 「主体的に学習に取り組む態度」については、学習評価の工夫改善に関する参考資料において、必要な手順を示すだけでは主旨が達成されないのではないか。
- 中教審答申では、「学びに向かう力、人間性等」に示された資質・能力を「主体的に学習に取り組む態度」と設定し、評価するとあるが、その際の視点としてどのようなものがあるのか。その一つとして「メタ認知」に関するものとして考えてよいのだろうか。
- 子どもたちが「主体的に学習に取り組む態度」は、教師の授業力・指導力の有無によるところが大きい。授業力のある教師とそうでない教師によって、評価の結果が大きく違ってくるのではないか。
- (ワーキンググループにおける主な意見P 4 L 1)「情意領域の評価の信頼性を高めるためには、学習の成果物等を継続的に見るポートフォリオ評価や振り返りシートの活用が有効」とあります。まったくその通りであると考えますし、子どもの思考の変容、成長を見とるためには不可欠であると考えます。しかし、子ども一人一人の思考に丁寧に寄り添おうとするには、一人の担任がみる子どもの人数が多すぎるのではないかと思います。評価の理念を大切に考えるのであれば、教員の増員が必要であると考えます。

3. その他

- 国立教育政策研究所が作成している参考資料については、現場の先生方の拠り所にあるものであるため、ぜひ発行をお願いしたい。
- 新学習指導要領の全面実施に伴い、子どもたちに育成すべき資質・能力が整理されることで、教科等の目標や本時のめあて、学習活動に関する評価が、どのようにこれまでと変わるのか、多様な方法による評価を行うことでの子どもたちへの波及効果について、文部科学省から保護者向けに分かりやすく説明した資料を提供していただきたい。
- 「意思的な側面を捉えて評価すること」は極めて難しいので、今後例などを示していただきたい。
- 「キャリア形成」「キャリア教育」が狭くとらえられてはいないか。
- 「学習評価の質」における「質を高める研修」のイメージがわかりづらいので、今後例などを示していただきたい。

○川越市意見

本市では、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育の充実、推進に向け、改訂時に合わせて毎回、教育課程研究委員会を独自に組織し、「川越市小・中学校指導計画作成資料」や「川越市小・中学校教育課程評価資料」等を作成している。

評価資料は、単元の目標に基づいた1時間ごとの指導と評価の計画、具体的な評価場面の事例を掲載するとともに、本市が重点課題として取り組んでいる校種間連携の推進を踏まえた事例などを示し、適切な評価と教育課程の改善・充実に図っている。

各小・中学校は本資料を参考に、評価計画を作成しており、本資料を充実させることは、市全体のよりよい学習評価、校種間連携の推進につながっている。

本資料は、学習指導要領や中央教育審議会答申、埼玉県小・中学校教育課程指導資料等を参考に作成しており、小・中学校の9年間を見通した、よりよい評価の在り方について、具体的に示していただくことは、本市の取り組む小・中一貫教育の充実に資することになる。

そこで、児童生徒の学習評価に関するワーキンググループにおいては、小・中学校の9年間を見通した、系統性や連続性を意識した評価の在り方について、ご検討をいただきたい。

なお、学習評価については、以下のような内容も課題として捉えているので、その点についても示唆いただければ幸いである。

- ・思考力・判断力・表現力の変容の把握について、短期ではなく、長期的な視点で成長を把握すべきではないか。
- ・思考力・判断力・表現力を把握するには、変容や現状を可視化し、客観的に判断すべきではないか。(いかに可視化すべきか)

児童生徒の学習評価に関する意見

1

(観点別学習評価について)

- 今回の改訂では、「知識」は個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むと整理されており、このような知識の概念的な理解をどのように評価するか。
- 「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」をどのような方法で評価するか。

<「知識」の評価について>

- これからの「知識」の意味は、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、社会の中で生きて働く知識を含むということであるが、日常生活の中で生かす(活用する)ことのできる知識と言い換えることができると考える。

個別の事実的な知識については、ペーパーテストで把握できるが、修得した知識を生かす(活用する)ことができるかどうかについては、文章での説明を求める他、授業中の発言や日頃の学校生活の中で評価していくことになる。児童生徒個々に係る記録の積み重ねが必要である。短時間での評価は困難ではないか。

<「思考・判断・表現」の評価について>

- 修得した知識や技能を基に、授業やその他の学校生活で生かす(活用する)中で、思考力・判断力・表現力の評価ができると思われる。
- 児童生徒個々に係る記録の積み重ねが、その定着度や評価の大切な資料となり得る。
- 思考力・判断力・表現力をみることのできるペーパーテストの開発も更に進める必要がある。

<「主体的に学習に取り組む態度」の評価について>

- 自分の意志や判断に基づいての行動する様子の評価は、ペーパーテストでみることは困難を極める。この「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、まさに記録の積み重ねが必要である。
- 主体的に学習に取り組む態度は、児童生徒個々に持つ性質や性格にもよる

が、他の意見や行動を基にした上での主体性に着目した評価としたいところである。

2

(多面的・多角的な学習評価について)

- 中教審答申において指摘されているペーパーテストの結果にとどまらない多面的・多角的な評価をどのように推進するか。

- ペーパーテストの評価は、市販テストとその校独自のテストがある。市販テストは、ある程度の客観性が担保できると思われるが、その校独自のテスト結果も加味した幅広いデータに基づいたペーパーテストの評価としたいところである。
- 小学校の低学年（1から2年生）を除き、小学校、中学校共に複数教員による評価を望みたい。これは、評価の偏りを避け、できる限りの客観性を担保するためである。

3

(効果的・効率的な学習評価の在り方について)

- 教員にとって過度な負担とならないような手立てをどのように講じるか。

- 学習評価の在り方については、学校ごとに十分な共通理解を図った上での取り組みとして欲しい。
- 評価は、個人情報そのもののデータであるが、校内のみのPCデータの共有化を推進するべきである。
- 教科により評価の積み重ね方は異なるが、負担が軽減でき、整理しやすい方法を研究して欲しい。
- 児童生徒に、この先の大きな成長を期待して評価を下すことは、教員にとっての大切な業務の一つである。よって、ある程度の負担は覚悟して欲しい。そして、覚悟のできる方々が教員になって欲しいと願う。
働き方改革に係る教員の負担軽減は、他の業務で考えて欲しい。

4

- 障害のある児童生徒の学習評価にあたって、どのような配慮を行うことが考えられるか。

- 障害のある児童生徒の学習評価は、特別支援学校、特別支援学級、通常学級ともに共通する。

特に通常学級に在籍する障害のある児童生徒の評価については、一定の配慮は必要となるが、障害の「ある」、「ない」に関わらず同一基準の評価をする必要がある。しかしながら、内容によっては、同一基準で評価できない領域もある。障害のある児童生徒に対し、相対評価であっても絶対評価であっても、本来の学習評価がどうあるべきか、研究を進める必要がある。

5

- 言語能力や情報活用能力など、今次改訂で教科等横断的な視点で育成を目指すこととした学習の基盤となる資質・能力をどのように評価するか。

- 言語能力や情報活用能力については、教科等横断的な視点で育成を目指すこととなっているが、他の評価（思考・判断・表現の評価や主体的に学習に取り組む態度）等と兼ねて評価できるのではないか。

いずれにしても、児童生徒個々に対する評価の積み重ねが、信頼性の高い評価を生み出すものとする。

※

- 学習評価に関する資料のP 3～4にかけて（指導要録について）

- 指導要録については、学籍に関する記録は別として、指導に関する記録について、大きく改善する必要がある。

この指導に関する記録がどこに提出され、何のために、どう使われるのか等々を考えると、更なる工夫を凝らすべきではないかと感じる。

記述式にする箇所を可能な限り減らす方向での改革が望まれるが、機械的に削減するのではなく、外国語や総合的な学習の時間、加えて特別活動の記録については、総合所見に入れてまとめることも可能なのではないか。

12. 全国都市教育長協議会

平成30年6月26日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

全国都市教育長協議会
会長 原 一起

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見、要望について

1 観点別児童生徒の学習評価について

学習指導要領が4観点から「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3点に整理されたことについて、目標に準拠した評価を進めるための改善が必要であり、観点の重みづけを決める必要がある。しかし数値で示すことは大変難しい。

(1) 「知識及び技能」の評価について

教科横断的な視点による客観性のある規準が必要である。具体例を示していただくとともに、国が評価規準の例を定めて、それに則りABCで評価する現行と大きく変えない方向でよいと考える。

(2) 「思考力・判断力・表現力等」の評価について

「思考」「判断」「表現」は密接に関わっており、個々の児童生徒の評価を考える場合、どの観点でつまづいているのかを見取る必要がある。そのための客観性のある規準や見取りの方法を具体的に示していただきたい。

(3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

学習評価の工夫改善に関する参考資料において、必要な手順を示すとともに従来の「関心・意欲・態度」との相違点を明確に示す必要があるのではないかと。特に情意領域である「主体的に学習に取り組む態度」を客観性のあるものとしていくことは難しい。同時に、授業設計・課題の設定、めあてとまとめといった点で、指導者側の創意工夫が求められる。

(4) 評定について

観点別評価の観点が整理され、3観点となるが、今後、観点別評価規準の作成及びその評価方法の工夫など学校格差が生じない配慮が必要と考える。特に、中学校における「主体的に学習に取り組む態度」といった量的に示すことの難しい評価・評定の信頼性や妥当性につながる評価が求められる。

2 多面的・多角的な学習評価について

ペーパーテストに留まらず多面的多角的評価をどのように推進するか。従来どおり、子どもの心身の成長を見取っていくための、継続的な記録やポートフォリオ、児童生徒

の日記や感想等について活用を図る。

3 効果的・効率的な学習評価の在り方について

教員にとって過度な負担とならないような手立てとして、児童生徒の評価規準をあらかじめ学年や教科等で統一することが、負担軽減につながると考える。また、教員の事務作業補助のための人員、校務支援ソフト等の公費補助など、速やかかつ可及的な措置が必要である。道徳や小学校外国語の記述が増えた分、限られた時間の中で何をどう効率的に進めていくのか具体で示していただきたい。

4 その他

(1) 障害のある児童生徒の評価について

学校の教育活動の中での様々な体験や学習を通じた成長を教員が把握し、個々の児童生徒の見取りを行うことが必要と考える。個別の支援計画等とリンクさせた指導計画の作成をおこない、決め細やかに記載していく。しかし特別支援学級に通う生徒の評価規準は普通学級の生徒の規準と設定が異なり、高校進学時に行う評定作業に苦慮しているのが現状である。

(2) 言語能力や情報活用能力など、今次改訂で教科等横断的な視点で育成を目指すこととした学習の基盤となる資質・能力をどのように評価するか。

情報活用能力を育むための年間指導計画を児童の発達段階を考慮しながら作成し、各教科等で実践していく。言語能力は、適切な言語環境や学習指導によって培われるものであるため、日々の指導の積み重ねであると考え。児童生徒の発表・ノートや成果物の記述内容などを計画的に蓄積し、指導の成果を総合的に評価していく。

(3) 国立教育政策研究所が作成している「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（仮称）」について

現場の教員が指導の成果をどのように評価するかについての、大きな手掛かりとなる事例が掲載されている。具体的な事例を用いた評価方法が大変参考になるものであるため、新学習指導要領に対応したものが公開されるのを期待すると同時に、各校でも教科の目標や児童生徒の実態に応じた評価規準を研究作成する必要があると考える。可能な範囲で、一つの教科の様々な分野・領域の具体的な評価があれば現場の教員としては参考となると考える。現場の先生方の拠所になるものであるためぜひ早めに提供発行をお願いしたい。

(4) その他

特に通常の学級で特別な支援を行っている児童生徒の評価・評定をどのようにするか。総合的な学習の時間、特別の教科道徳、外国語活動など、文章表記がどんどん増えている。今後、簡略化した例について、複数提示していただけると大変ありがたい。

1.3. 全国町村教育長会

平成30年7月2日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 様

全国町村教育長会
会長 柏谷 弘陽

評価について

1 今回の指導要領で一番育てなければならない力

(1) 生涯にわたって学び続ける力（自ら学び続ける力）

この力を育てる事を評価する側も評価される側（児童・生徒）も常に意識しなければならない。そのために①自分は何が出来るのか②自分は何をしたいのかを評価を通じて意識し③自ら学ぶ習慣作りを進めなければならないと思う。

2 そのために

どの子も教科書を正しく読めるように指導した上で3観点（学力の3要素①知識及び技能②思考力・判断力・表現力等③主体的に学習に取り組む態度）に整理して評価していく事はよいことであると考える。

具体的には

(1) 自己評価を積極的に導入すること

①指導と評価の一体化を図るために各単元テストの中に「自己評価表+教師の評価表」を簡単に記入できる項目を入れること。

例えば（自己評価欄）これも単純化するように考える。

	項目	ほとんど	たいてい	十分	不十分
生徒の評価	①質問したり授業に積極的に参加したか				
	②宿題を行い、自分自身で勉強したか				
	③単元の課題を理解できたか				
先生の評価	①授業に積極的に参加したか				
	②宿題を行い、本や雑誌を積極的に読んでいたか				
	③単元の課題をクリア出来ていたか				
	学びへのアドバイス・コメント				

(2) テスト等の開発

①このテストをすれば、思考力・判断力・表現力がわかるというものを開発。

②論文・レポート・学調B問題を評価に活用できるように研究する。

3 留意点

(1) 評価のための評価にならないように（多忙にならないように。資料集めに時間を取られないように。これ以上多忙になると全てが失敗する）

(2) 先生達が日常的にこれなら出来ると思わせるサンプルを研究し例示する。

(3) まず、どの子も各学年における教科書を正しく読めているか家庭の協力を得て確認するようにする。

14. 日本PTA全国協議会

「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の
学習評価に関するワーキンググループ」宛

各教科について目標に準拠した評価として実施されている、「観点別学習状況の評価」と総括的に捉える「評定」が小・中学校を中心に現在定着しています。今回の学習指導要領の改訂を踏まえ、児童生徒の学習評価の在り方の改善等に向けて必要事項の検討を進めることへの意見徴収について、以下の3点を挙げさせていただきます。

- ・ 複数の観点、多面的・多角的な評価の実施と多面的学習評価の環境づくり

「評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教職員が児童・生徒のよい点や進歩、の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。」と小学校学習指導要領解説にあります。児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況进行评估することは大変重要なことだと考えますが、多面的・多角的な評価が必要になりますし、複数の観点からの評価が不可欠になると考えます。教職員個人の力量に大きく左右されないような評価基準の確立が必要と考えます。

また、「学校における働き方改革」が議論される環境のもと、多面的な学習評価のできる環境づくりを実施できるよう考えていく必要性を感じております。

- ・ 子どもたちの自己評価と振り返り、その学習活動の教員と保護者の把握

総括的な評価として実施される「評定」については、数値で表れるため子どもたちだけではなく、保護者も「評定」に重きをおいてしまうことが見受けられます。どちらの評価に重きを置くということではないことは十分理解をしていますが、「主体的に学習に取り組む態度」の評価をどう捉えるか、どう伝えるかが保護者も手探りである状況です。子どもたちが自己評価を行う、また振り返るための手法や学習活動について、教職員と保護者の共通の理解をしていくことが家庭学習や家庭教育に繋がると考えます。

- ・ 高等学校接続、大学接続との連動性

義務教育終了後、高等学校への進学率が97%を超える中で、進学を考えるにあたり、在籍する中学校における学習評価が進路選択での大きな指標になっています。入学者選抜においては調査書が審査資料の1つとされていますが、入学試験についての詳細はわからず、学力試験の審査が重要になるよう捉えてしまいます。入学試験については理解しますが、高等学校や大学への進学接続の質的改善や、教育の連動性についても考えていく必要性を感じております。

これまでの学習評価の成果を踏まえ、目標に準拠した評価を更に進めていくために学習評価に表しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等を、学校教職員のみならず地域とも情報共有しながら、その様子をしっかりと把握し子どもたちに伝えることで、意欲を高め学力の3要素の育成にも少なからず影響を与えることと思います。学習指導要領で示された社会との連携及び協働により社会に開かれた教育課程の実現につながり、学校のみならず家庭教育、社会教育の進展に資するものと考えます。



30 全国高 P 連第 116 号
平成 30 年 6 月 26 日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会
会長 牧田和樹



「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見

(1) 新学習指導要領に対応した学習評価を期待する

- 平成 30 年に改訂された高等学校学習指導要領の特徴である「社会に開かれた教育課程」「アクティブラーニング」の視点に立ち、生徒の主体性、多様な人々と協働する力を評価してほしい。
- 多面的な評価の観点として地域や学校の特性を活かした生徒の活動の評価を取り入れてほしい。
- ペーパーテスト評価とともにポートフォリオ評価など多面的な評価を実施してほしい。
- 高等学校では特に小学校、中学校、高等学校の各段階において生徒が積み上げてきた活動実績を記録したキャリア・パスポートを学習評価としてとりあげてほしい。
- 高等学校での観点別評価は各学校の多様性もあり、評価基準がわかりにくく困難である。教師が評価する人数も多く、きめ細かな評価ができるとは思えない。

(2) 多面的な学習評価を大学入学者選抜試験で活用してほしい

- 社会が子どもたちに要請する能力と現状の大学入試に要請されている能力とは大きく異なる。大学が、高校からの学習評価を記した調査書を大学入試に十分活用していないことが、高校生のそして教員の学習評価に対する関心を低めている。新学習指導要領に対応した学習評価は大学入学試験において活用されなければ意味がない。
- 各大学は、高校からの一人ひとりの生徒を多面的・総合的にみたきめ細かな評価資料が生きるように入学志願者の能力・意欲を丁寧にみる入学選抜試験を実施してほしい。
現状では、大学進学を目指す高校生が大学入試に対する評価材料として最も信頼をおいているのは外部の模擬試験の評価結果である。
社会が求める人材としての学習評価を、大学入試で積極的に取り入れなければ、高校での学習評価そのものが生徒の学習意欲を喚起させることは難しい。

(3) 学習評価者に対する信頼性を高めてほしい

- 保護者からみると、生徒個人の学習評価は学校によって、教師によって大きく評価が異なり、評価者への信頼性に不安がある。評価することは評価者もまた評価されていることを前提に、ど

の学校にもどの先生にも通用する客観的な評価基準を明示してほしい。

○教員の学習評価の質を高めるために十分な評価者訓練や研修を実施してほしい。

16. 全日本教職員組合

2018年6月29日

文部科学省初等中等教育局教育課 御中

全日本教職員組合（全教）
執行委員長 中村尚史

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見

平成30年6月1日付で依頼のあった児童生徒の学習評価の在り方に関する全教の意見は、以下の通りです。学習評価のあり方が、教育に与える影響の重要性を考慮いただき、真摯なご検討をいただきますよう要請します。

1. 学習評価のあり方に対する基本的な考え方

学習評価は、教育活動の一環であり、子どもたちの学習を励まし、すべての子どもたちの成長と発達を保障するという教育の本来的任務をより充実させるためにおこなうものであり、また、教員にとっては指導を振り返り、子どもの生活や背景をとらえなおし、今後の指導にいかすためにおこなうものです。

子どもたちの発達に寄り添いながらかける一言や、成長の見通しを発達的に捉えて待つことが、子どもたちの大きな成長を導き出すことを多くの教職員は経験しています。貧困・格差が広がっている中で、子どもたちの生活背景なども含め、子どもたちの学習やとりくみを把握し認め励ますことが重要となっています。子どもたちを「できる子」と「そうでない子」に振り分けることが学習評価ではありません。

また、教育課程の編成権は各学校にあり、それぞれの学校や地域の子どもの実態から検討し編成されるものです。学習評価のあり方にあたっては、それぞれの学校や地域の子どもの実態を踏まえ、各学校の教員によって、子どもたちの成長・発達を保障する学習評価はどうあるべきかを基本的な視点として検討されるべきであり、国が押しつけるものではありません。

2. 学習評価のあり方の検討にあたって

(1) 改訂された小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、幼稚園教育要領及び、改訂高校学習指導要領は、国や一部財界が求める「人材」づくりをすすめるための「資質・能力」の育成を前提として、特定の指導方法や評価方法を押しつけるものとなっています。学習指導要領は学校における教育活動の「大綱的基準」を示したものであり、指導方法や評価方法にまで言及することは、本来の役割から逸脱するものです。

改訂学習指導要領の示す「資質・能力」を育成することを前提とした学習評価は、子どもの実態を踏まえて編成された各学校の教育課程に基づく学習評価と相いれないものであると言わざるを得ません。国が学習評価のあり方を規定することは、教育内容や指導方法を規定することにつながります。

(2) 現行の学習指導要領に基づく「関心、意欲、態度」を含む観点別学習状況の評価は多くの問題点を持ちます。子どもたちの学習活動について、どの学習についても一律に4つの観点（または5つの観

点)に細分化し評価することは、それぞれの観点にしばられて指導・評価することとなり、子どもたちの成長・発達を保障する学習評価をゆがめます。

とりわけ、「関心、意欲、態度」を評価することは、内心の自由を侵すものであり、客観的評価になじまず、子どもたちの内面を評価することで、表面上の態度を求めて内心を偽ることになる問題を持ちます。そのため、こと細かな評価手法を導入したり、性格や行動面の傾向が一時的に表出した場面を捉える評価(挙手回数や方法、発表の仕方、ノートの取り方等)とならざるを得ません。さらに、「国を愛する心情」が評価規準に設定され、いわゆる「愛国心」を評価することになる危険性があります。

「関心、意欲、態度」を含む観点別学習状況の評価を見直すことが必要です。

(3) 中教審ワーキンググループでは、情意面の評価観点として、現行の「関心、意欲、態度」を改め、改訂学習指導要領の示す「育成すべき資質・能力」の柱のひとつである「学びに向かう力・人間性」に対応するものとして、「各教科等の評価の観点のイメージ(案)」「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」の「観点(例)」に「主体的に学習に取り組む態度」が設定されています。

このことは、情意面の観点別学習状況の評価の問題点はそのままに、さらに、「人間性」の評価をすることにつながるものであり、憲法で保障される「内心の自由」を侵害するものと言わざるを得ません。

(4) 高校においても観点別学習状況の評価を徹底させる方向が示されています。しかし、競争主義的な入試制度や、偏差値や順位の競争を強いられている状況が改善されていないどころか、新たな2つのテスト(「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト」)によりさらに高校生を競争に追い立てる危険性がある中で、いっそう高校現場を混乱させるだけです。観点別学習状況の評価を高校に押しつけるべきではありません。

(5) 「統合型校務支援システム」の導入は、評価方法を一元管理し、引いては指導方法を画一化し、各学校や教員の創意・工夫を生かす指導方法・評価方法が抑制される危険性があります。

「統合型校務支援システム」によって「成績処理」を行う際に、評価項目ごとの比率・割合を総括し評定することをシステム化するために、すべての学習活動を数値評価することになれば、子どもたちの学習活動を励ます学習評価を困難にします。「主体的に学習に取り組む態度」「関心、意欲、態度」等の情意面の評価観点にもとづく評価は、形式的な活動のみを対象にするなどその問題点をさらに拡大します。結果的に子どもたちを順位づけ、選別するための学習評価となる危険性があります。

また、教育委員会により学習指導計画や指導要録、通知表の形式等を一元管理することが可能となり、各学校や教員の創意・工夫を生かした指導・評価方法に基づく成績処理や通知表作成が困難となることも予想されます。

さらに、「統合型校務支援システム」構築及び運用への民間企業の参入による情報の流出が危惧されます。膨大な子どもたちの個人情報扱うものであり、安易な導入はおこなうべきではありません。

(6) 改訂学習指導要領により新たに実施される「特別の教科 道徳」の評価については、数値評価は行わず記述式の個人内評価とするとされています。

「道徳」の教科化は、特定の価値観を子どもたちに押しつけることにつながるものであり、全教は、

くりかえしその実施について反対の立場を表明してきました。道徳性は本来、子どもたちの人格全体にかかわるものであり、評価すべきではありません。「特別の教科 道徳」の実施にあたって学習評価はおこなうべきではありません。

その上で、自己評価も含め数値による評価は行わないことはもちろん、文書記述による評価も含め、特定の価値観の押しつけにつながる評価はいっさいおこなうべきではありません。

3. それぞれの学校や地域の子どもの実態を踏まえた学習評価をおこなうこと

(1) 今回の「児童生徒の学習評価の在り方等に向けての必要な事項の検討」は、改訂学習指導要領実施に伴うものであり、特定の評価方法の押しつけをおこなうべきではありません。

教育課程の編成権は各学校にあり、それぞれの学校の子どもたちの実態から検討されるものです。学習評価のあり方や学習指導要録の形式についても、改訂学習指導要領の示す「育成すべき資質・能力」の「3つの柱」に拘束された評価観点にとらわれず、子どもの実態を踏まえ、学習活動を励まし、すべての子どもたちの成長・発達を保障する学習評価の方法を、各学校で検討することが求められます。

(2) 競争主義的な教育施策を排し、各学校で子どもの実態から出発した教育課程づくりをすすめることが必要です。国連子どもの権利委員会から「過度な競争の教育システム」と指摘されるような競争主義的な教育システムが、本来、子どもたちの学習を励ますものである学習評価を、数値による序列化のためのものにゆがめています。適格者主義にもとづく入試制度の改善や、全国学力・学習状況調査の中止等の競争主義的な教育システムを改善することや教育無償化をすすめることが必要です。

4. ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」を生かすこと

ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」第65条は、「教員は、生徒の進歩の評価に役立つと思われる成績評定技術を利用する自由を有するものとするが、個々の生徒に不公平が生じないことを確保するものとする」と規定しています。改訂学習指導要領にしばられた学習評価ではなく、子どもたちの実態を踏まえた多様な教育活動と学習評価を展開することが教員に保障されることが必要です。学習評価が、子どもたちの成長と発達に資するものとするために、国の責任による35人以下学級の早期実現や教職員定数改善、教育の無償化推進などの教育条件整備・拡充をすすめることが教育行政の役割であると考えます。

以上

17. 全日本教職員連盟

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見

指導要録の在り方について

学校教育法等における指導要録に関する考え方

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿である（文部科学省通知）。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ●外部に対する証明としての機能は有するものの、その後の指導に生かされていない。 ●作成にかなりの時間を要し、教師の多忙の一因になっている。
原因	<ul style="list-style-type: none"> ●その後の指導に生かされない原因は、指導要録に記載する事項が「指導の過程と結果の要約」となっていたり、「児童生徒一人一人の良い点や可能性、進歩の状況等」となっていたりすることにある。従って、学校現場においては、進級または進学（小→中）の際、以下の資料及び口頭によって、詳細な引き継ぎがなされている。 <学習面> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学調等各種学力テスト個人分析表、定期テスト等記録表 ・学習ファイル（ポートフォリオ）等 <生活面> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導票等詳細な記録等
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●「その後の指導に生かす」機能を十分に果たすようにすることは实际的でない。従って、指導要録については「外部に対する証明」としての機能に特化すべきである。そうすることで、大幅な簡素化・省力化を図ることが可能となり、「学校における働き方改革」にも資するものとするべきである。
解決策	<ul style="list-style-type: none"> ●「学籍に関する記録」…現状を維持する。 ●「指導に関する記録」…各学校が作成する通知表（電子データ）に代替すること（を可能）とする。その際、学期による評価があれば、年間を通した評価は必要としないこととする。→これにより、實際上通知表データを基にした「指導に関する記録」作成に係る時間を無くすることができる。
具体策	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法施行規則の改正（第二十四条等） ●国は、「学籍に関する記録」に記載すべき必要事項を絞り込み、その上で「指導に関する記録」参考様式を作成する。 ●国は、通知表作成等を含む統合型校務支援システムの導入を促進するための予算措置を講じる。また、統合型校務支援システムについては、都道府県単位で同一システムとなるよう促す。 ●教育委員会は、各学校が作成する通知表が上記参考様式に準拠するよう各学校を指導する。 ●「学籍に関する記録」については、電子データでの保存を基本とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●通知表（電子データ）に代替する場合において、進学する際の受験等に必要な「調査書」等を記載するため、年間を通した評価が必要な場合は、各自治体若しくは各学校の判断で、簡便な記録を行う。 ●「調査書」について、国公立を問わず、電子データ化を一層促進する。

団体名：全日本教職員連盟

担当者：委員長 郡司 隆文

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ 御中

学習評価の在り方に関する日本高等学校教職員組合（日高教）意見

学習評価の在り方についての議論については、多忙過ぎる学校現場の実情をしっかりと見極め、学習評価の在り方と同時に、これ以上の多忙化につながらないように、定数改善や職務の精選も併せて議論いただくことを要請する。

学習評価は生徒の学習状況を評価することで、生徒自身が自分の学びを振り返り、その後の学習に向けての道しるべになると同時に、教員の指導改善を図る手掛かりになるものであることは承知している。しかし、高等学校・中等教育学校や特別支援学校（以下「高校等」とする）においては、学習評価から導き出される評定について、それとは異なる活用をしていることも現実である。

高校等においては、AO入試、推薦入試で進学をする生徒の割合は増加傾向（私大ではほぼ半分）にある。AO入試、推薦入試を受験する際には、大学等が推薦基準で求める評定平均値をクリアしないと出願すら出来ない。また、指定校推薦や就職は、高校等ごとに受験人数が決められている。希望する生徒を全て受験させられないため、校内で高校等の教員が選考を行い、受験者を絞り込む。選考基準について「総合的に評価する」としている学校が一般的ではあるが、実態としては、選考資料に評定平均値が客観性を担保する重要な資料として用いられている。

このように是非正邪はともかくとして現状、学習評価から導きだされた評定は、高校等の生徒にとって、生徒自身の一生を左右しかねない、進学先や就職先を決定する大きな要素といえる。このような側面もあることを考慮した議論をお願いしたい。

以下の意見は、組合員の意見を取りまとめたものである。学校現場の声として参考にされたい。

1. 学力の3要素に基づく評価の3観点を、実際の学習評価で実施する場合の問題点と改善方法について

○高校等において、評価方法としてペーパーテストを重んじることが多く、評点・評定として学習評価を行う際、重視すべき3要素のバランスが悪くなることが予想される。そのため、入学試験の中で、評定を推薦入試等の出願基準や合否判定基準とは切り離すなど、抜本的な改革が必要である。

○「主体的に学習に取り組む態度」について、客観的に評価する尺度を明示すべきである。統一したモデルを提示したり、学校内などで研修会を実施したり、あるいは、複数で評価したりするなかで、尺度を揃えていくべきである。

2. 「評定」について

○「観点別評価があれば評定は必要ない」という意見もあるが、評定は必要であると考え。理由として、ペーパーテストなどの評価を客観的に示しているものが「評定」であり、生徒の学習到達度を客観的に把握させる意味合いとして必要なものであると考え。

○しかし、客観的に評価が難しい「主体的に学習に取り組む態度」については、教師のみが評定をつけることが困難であることが予想される。そのため、生徒自身による「自己評価」やクラス内の生徒での「他者評価」を導入する方法も考えられる。ただし、その際は、数字ではなく、「A」～「D」などの段階別評価となることが望ましい。

3. 指導要録・調査書について

○指導要録の簡素化が必要である。学習評価をして生徒にフィードバックすることは大切だが、それを記録して5年間保存する必要性は低い。学校現場では作成・点検に膨大な時間をかけているが、指導要録を活用する場面はほぼ無い。高等学校については、学籍に関するもの、単位の修得に関するもの、この2点の記載で十分といえる。

○指導要録の作成に当たっては、PCを使って作成した資料を、指導要録に手書きで記入しているケースが多く見られる。県によっては、1年次はPCでの出力を認めているが、2年次以降については、手書きのみしか認めていない県もある。また、PCで作成したデータを手書きで転記するため、元データどおり記入されているかの確認を複数の教員で行う。この確認作業に、多くの教員が何時間も貴重な時間を費やしている。そのため、指導要録をPCで作成・印刷を可能とするなどの措置が必要である。

○高校入試・大学入試における調査書の簡素化が必要である。現在の記載事項について、調査書の受入側が記述内容を活用しているのか疑問である。現在多くの高等学校で発行している、「成績証明書」（取得単位と評定を記載）と同じ内容で良いのではないか。現在の記載事項（部活の大会成績やボランティアの実績等）について受入側が個別に確認する必要があるれば、受験生に記載させ、その証明を所属校が行えば十分といえる。受入側が必要としない情報をすべて調査書に記載する必然性は低い。

○指導要録・調査書ともに、作成に膨大な時間と労力を掛けながら、その成果物はほぼ活用されていないのが学校現場の現状である。これらの記載事項について検討する会議等を別に設けるなどして検討いただきたい。

4. 評価に伴う教員の負担の軽減について

○学習評価を行うのは授業担当教員が実施しているが、今後、評価基準等が変更する際は、現場への十分な周知と移行期間が必要である。

○「主体的に学習に取り組む態度」について、個に応じた学びの過程において意志的な側面をとらえて評価するには、授業持ち時間数や学級に在籍する児童生徒数を減ずる必要がある。教職員の定数改善や教職員の業務から切り離しても良い業務を外部委託するなどして、児童生徒と教職員が互いにゆとりがあるなかで学ぶことができる時間の確保が必要である。

○評価者である教員の負担軽減策は必須である。例えば ICT を用いた統一的なソフト（統合型校務支援システム）などがあれば、教員が入力するだけで自動的に評価を集計することが可能であり、そのための予算措置が求められる。

○高校等においても「ICT支援員」の各校1名の配置が求められる。また、スクール・サポート・スタッフの参画を可能とするとともに、高校等への配置が合わせて求められる。

5. その他について

○高校においても、学習障がい・発達障がいのある生徒が少ない現状であり、様々な生徒が同じ教室で学習している。そのような生徒達が、持てる力を発揮し、それぞれに応じた目標を達成した時、「概ね満足できると判断されるもの」とされた結果、一般の高校生で平均的な能力を持つ生徒と同等の評価「3」等を得た場合（指導要録における観点別学習状況、評定）こうした評価は、「評価の信頼性」を保持していると考えられるのか。このような相互に比較できない評価については疑問を持つ。

○高校進学率が98.8%となり、ほとんど全入となった高校では、学習内容の授業を実施するに当たって、前提となる知識が大きく欠けている場合もある。小学校・中学校の学習内容を授業の中で再度繰り返し、指導をかなり丁寧に行い、定着を図る段階から学習活動を始めざるを得ないこともある。さらに、中学までの学習内容を未完成のまま入学してきた生徒が、高校の「学習内容」について実質的に「未修得」のまま、高校を卒業していくという現実的な問題がある。学校によっては生徒の学力階層が多様であるため、高校での評価規準をそのまま適用できない場合もある。

2018年7月3日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」御中

日本教職員組合
中央執行委員長 岡島 真砂樹

「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見書

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会におかれましては、子ども・学校をとりまく様々な課題の解決にむけご尽力されていることに敬意を表します。

さて「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」でこれまで審議されている学習評価に関しては、学校教育法第30条が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえ、すべての教科等に「目標に準拠した評価」の実質化が示されております。

学習評価の在り方については、子どもたちをとりまく環境や実態を考慮した上で、一人ひとりが認められる評価となるべきです。さらには、新学習指導要領実施にともない教育内容が膨らむ中で、教職員が子どもと向き合う時間の確保がままならない実態があります。評価基準の明示や評価する時間を十分に確保することが必要です。

日教組として特に検討を要する点についてとりまとめましたので、今後の審議に反映していただくようお願いいたします。

1. 日教組の基本的な考え方

(1) 一人ひとりの子どもが活かされる評価について

目標準拠評価は、到達目標から子どもを見ることになり、その目標に達していない存在として子どもを捉えることが懸念されます。子どもを認め、励ます個人内評価等が重要となります。子どもの自己肯定感を支えるためにも、一人ひとりの子どもの存在が承認・肯定される学びを構築することが、公教育において何よりも重要であることを強調する必要があります。

(2) 多面的・多角的な評価について

多面的・多角的な評価として、多様な方法で学びの過程を評価することは重要ですが、評価の具体的方法を規定するべきではないと考えます。また、数値化できる学力は、子どもの学習の一部に過ぎず、一人の子どもの学び全てをとらえられるものではありません。子どもたちの学びの過程を重視し、評価の枠組みや方法を子どもたちと一緒に考え、子ども自身が主体的に自らを振り返り、次の見通しが持てるような評価のあり方を考えていくことを重視するべきです。

(3) 評価のための環境について

小学校の教員は、一人の担任が持っている教科が多く、新学習指導要領の実施により、外国語科や特別の教科道徳の評価もさらに加わることとなります。そのため1クラスの人数が多ければ、評

評価基準の設定、授業中の観察・記録、評価結果の整理等に必要時間は膨大になります。

また、中学校・高等学校においては、評価対象となる担当生徒数が小学校に比べ多く、現状の環境のままで評価の詳細化・精緻化が行われれば、教員に過度の負担がかかったり、反対に評価活動が形骸化したりすることになりかねません。教職員の業務削減や持ち授業時間数削減を含めた定数改善等の条件整備が必要です。

2. 具体的な課題について

<観点別学習評価に対して>

○学習評価の方法や基準については、児童生徒の実態をよく知る教員が組織的に作成するべきものであり、生徒や保護者にあらかじめ明示されるべき、という考えは一定同意できます。しかし、教育内容が増加し、現場の多忙化が問題となっている現状において、まずはそれらを考え構築する時間を確保するための環境整備が必要です。

○中学校・高等学校においては、自己評価を含めた学びの過程としての観点別評価としては、有効と考えます。しかし、指導要録への記入については、本当に必要であるかを十分検討する必要があります。

<「主体的に学習に取り組む態度」の評価について>

○学習への意欲が、必ずしも態度に現れない場合がある等、この評価の観点に関しては「評定」に利用するという評価方法にそぐわないと思われます。

<「評定」について>

○一部の学校現場では、管理職を中心に、いまだに評定に相対的評価を十分に加味するようにという指導が行われている場合があります。学習評価の在り方について文科省として周知徹底すべきです。

<多面的・多角的な学習評価について>

○ポートフォリオ評価、パフォーマンス評価、ルーブリック評価等それぞれの評価を集めることが、多面的・多角的な学習評価とはなりえないと思われます。与えられた評価の枠組みに子どもたちを追い込むことになることが懸念されます。また、あくまで学びの過程での評価であるべきで、学びを事後にどう活用したかまでも評価に入れるべきではないと考えます。

<効果的・効率的な学習評価の在り方について>

○自己評価や他者評価等の資料をもとに、対話的に保護者に学校生活の様子を伝える面談は効果的と考えられます。

<障害のある児童生徒の学習評価について>

○一人ひとりの子どもが活かされる評価を考えるときに、障害のある児童生徒だけが特化されることなく、様々な人権を抑圧されている子どもたちを見る視点の広さが必要と考えます。

○評価基準となる「目標」が「本人の願い」にもとづいた「本人のよりよい生活」にそって設定されているか、「本人のよりよい生活」へとつながっているか考慮する必要があります。

○障害を社会モデルで捉えた場合、個人を変える目標や手立てではなく、社会的障壁の除去につながる手立てを中心に考えることが重要になります。

○評価にあたっては、個人の得意なものや興味関心の高いものと、まわりの環境等により苦手となっているものを配慮する必要があると考えます。子どもの評価に関わるものとして、様々な書類がありますが、書類の重複記述等もあり、それぞれの関連性が薄いように感じます。教職員の働き方改革や業務改善を視野に入れ、統一性のあるものを求めます。

<教科等横断的な視点で資質・能力をどのように評価するか>

○一人ひとりの子どもが夢中にとりくめるような言語活動、情報活用のための課題事例や実践事例を現場に提供し、その事例を各学校現場や子どもに合わせてアレンジできるような情報提供のあり方を考えることも必要です。

○中学校や高等学校では教科担任制のため、教科横断的な実践は、事前の打ち合わせや教員の共通理解を持つ時間の確保等、多忙に拍車をかけることにつながります。教科横断的な実践を行うためには教職員の持ち時間の削減等共通理解を図る時間を確保する方策が必須となります。

平成30年6月29日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会児童生徒の学習評価の在り方
に関するワーキンググループ 御中

全国教育管理職員団体協議会
会長 吉川文章

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見・要望

1 学習評価の在り方について

- ◎指導と評価は一体である。このことから、指導と評価は教員に課せられた職務であり、多忙という理由で軽んじられてはならない。
- ワーク・ライフ・バランスが叫ばれている今日、勤務時間を大きく越えて求められるのは避けたい。勤務時間の中で、教員が評価について使える時間を多くしたい。そのために指導評価に関わること以外の仕事を行う職員等の人的な配置を求める。
- 教員の能力差も課題であり、授業中に見取る「形成的評価」は重要であるが、困難な評価でもある。1学級あたりの児童生徒数の削減等、環境の整備を求める。

2 学習評価の現状と課題

- 教員の中には、安易に業者のテスト問題を使い、評価するものがある。評価方法については、各学校が研修を行い、評価に関する工夫・改善が求められる。そのためにも国や地方自治体は評価の指針や具体的な資料を作成し、提供することを求める。
- 小学校の実態～安易な評価に頼る傾向～
教科書会社・教材会社が作成している教科書準拠のテスト問題を用いることが多い。
このテストでは、単元1枚で複数の観点の評価できるように作成されていることが多く、「知識・理解」だけでなく、「技能」「思考・判断」「関心・意欲・態度」や国語科の「聞く・話す」「書く」に関わる問もある。教員はこの1枚のテストで、全ての観点別学習状況を把握し、評価（通知表や指導要録も）している者がいる。評価に自信がないのでテストに頼ってしまう傾向がある。

3 評価全般についての意見

- ◎学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりが必要である。
組織にはリーダーが存在する。そのリーダーとなる教員が育っているかと振り返ると、評価に特化してリーダーをとらえられている学校は少ない。評価という切り口から教育の計画を立てる者の育成が進んでいないということである。評価リーダーの育成を、学校と設置者である教育委員会と力を合わせて行っていかなければならない。管理職は学校組織のリーダーであるから、評価についても範を示す資質と能力をもたなくてはならない。
- 目標に準拠した評価について
学習指導要領に定める目標に準拠した評価はよい。順位付けを求められていない通常の学習における評価では、相対的評価より望ましいと考える。
- 「知識・理解」についての評価はペーパーテストが妥当であると考え、これは要素的知識を問うものにより有効である。

○B規準について

B規準のみ示されているのでAC規準も必要ではないかということだが、AC規準が示されたとして、A～BまたはB～Cに該当すると判断することも多々あることから、評価の複雑さを避ける意味でも、B規準を示すことでよいのではないか。

○ドメイン準拠評価とスタンダード評価

教員が指導を振り返り改善するきっかけとして、「知識・理解」をドメイン準拠評価、「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」をスタンダード評価とすることはよいと思う。このことが、強く示されれば、業者による教科書準拠テストも大幅に改定されていくことと考える。

○メタ認知の難しさ

「主体的に学習に取り組む態度」について、メタ認知は確かに大切であると考えますが、小学校低学年からは難しい。自己評価、メタ認知が質的にも高まるような学びを実現させていくことはよいと思う。教師からの評価を受けて自己評価やメタ認知を高めていくのではなく、対話的な学びの一環としても、相互評価の重要性を改めて教育現場で確認していきたい。

○観察による評価について

観察による評価は、児童生徒の性質・性格による差が生じやすいとのことであるが、見取る教師の力量によるところも大きい。誤差が大きく生じる。

学習評価の研修を通じて、教員が知識やスキルを身に付けることは長い目で見れば確かに教員の業務改善につながるが、それを身に付けるまでが大変であり時間もかかる。教員経験の少ない教員も、観察による評価をする力を身に付けていなくても、評価しなくてはならないというまったなしの状態である。

○A I が採点することができる観点

A I が採点することができる観点については、ペーパーテストが効率的であると考えます。学力調査のB問題のような問題の採点はA I には困難であるが、同時に教員にとっても簡単なものではない。日常的にノート指導を行い、その記述から評価するということは、子供たちの学びに沿った評価となるので望ましいが、前述のように、教員経験の少ない教員等に、より客観性のある評価を求めるのは難しい。

○実技教科における評価

体育・音楽・図画工作科などには、ペーパーテストはそぐわない。これら実技系の教科については、特に指導評価力がある教員とそうでない教員とでは大きな差を生じてしまう。技能は評価しやすいが、思考判断の評価が難しい。通知表で毎学期評価してはいるが、その規準は学校の中でもあいまいなことが多い。

○「学びに向かう力・人間性」にかかわる評価

観点別評価や評定になじまない部分については、個人内評価を通じて見取るとあるが、その例を多く示されることを期待する。これらの例をもとに教員が学び、評価の力を伸ばしていけるだろう。

○挙手・発言回数について

挙手・発言回数を記録し、評価に生かしている教員は多い。これらを実評価の材料とすることはよいことである。「主体的に学習に取り組む態度」にかかわる評価は、加算的であること

が望ましい。この態度を見取ることができる学びの姿を挙げていくことは好ましいと考える。

○ポートフォリオ

評価方法として、一つのよい方法であるが、指導は容易ではない。教員の指導力だけが問題ではなく、学ぶ子供たちの中には、特徴的に言語活動を苦手として、文章でまとめしていくことに抵抗を強く示す者もいる。つたないまとめとなっても、積み重ねていけば質も向上していくと期待できないではないが、一部の子供の中には、ポートフォリオに取り組むことで学ぶ意欲が大きく減ってしまう者がいることを危惧する。

○中学校高等学校における問題点

入試を控えているので、評価についてより客観性が求められる。生徒も保護者も他校の受験生との比較ができる評価を欲する。それゆえ、各教師の工夫した評価より標準化された評価ができるものを選びがちとなる。学校での学びより、予備校等での学びへ比重をかける傾向がでてくる。

◎ 評価は指導と一体となったものであり、これを全国すべての学校で充実させていくことが、我が国の学力の向上につながっていく。ゆえに、教育に携わる我々は強い使命感をもって評価の充実に向けて取り組んでいかななくてはならない。

教員が子供たち一人一人を評価する時間をより確保するために、見取る子供の数を少なくし、勤務時間の中で、教員が評価について使える時間を多くする人的措置を求める。

評価方法については、教員の能力差があるという前提でその差を埋めるような方法を創出することや安易な方法によることなく、教育の質を高めつつも、教員の能力差という変数を排除できる方法を考えていきたい。

最後に、教育は人なり。人が人を教え育てる学校現場。学ぶ子供たちをより伸ばしていくのだという決意を忘れずに毎日の教育活動に力を合わせて励んでいきたい。

2 1. 国立大学協会

【全体に関する意見・要望】

- ・入学者選抜に用いることを目的とした調査書と入学者選抜とは別に入学後の学生の教育に使用することを目的とした指導要録をわけて大学に提出すべきである。学生に適切に対応するためには、学生の諸問題に関する情報も必要である。

【各項目に対する意見・要望】

1. 大学が入学者選抜や入学後の学生の教育を行うに当たって、高等学校における生徒の学習等の評価について、どのような情報を必要としているか。

- ・入学者選抜における公正性確保の観点から、客観的証明が可能な情報を記述されることが不可欠である。
- ・全高校統一した表記で客観性のある情報とすべきである。

2. 現行の指導要録や調査書は、上記の情報を収集するのに適したものとなっているか。改善すべき点があるとすれば、具体的にどのような点か。

- ・調査書には客観性、公平性が求められるものであり、実現可能であれば、評定値の学校間格差の補正や活動実績における各種表記の統一をすべきである。
- ・評価者間、学校間での評価基準のバラツキの問題が、入学者選抜における公平性確保における支障となっているため、評価基準を統一すべきである。
- ・入学者選抜においては、ごく少数ではあるが、高等学校卒業程度認定試験合格による志願者や高等学校卒業からの経過年数のために調査書を用意できない者もいるため、調査書等に依存しない評価法を準備することが必要である。

3. 「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」について、信頼性・妥当性のある評価を行っていくためには、どのような課題があるか。また、そうした課題を克服するための方策があればご提案いただきたい。

- ・数値で測りにくい能力に関して、ルーブリック等を開発・使用するなど、評価技法を向上させる必要がある。
- ・絶対評価を行いつらい個人の「意欲」、「態度」、「経験の深み」等に関しても、評価技法を開発・確立する必要がある。
- ・生徒・高校・大学の間で情報を簡単に共有できるように、セキュリティと信頼性の問題の克服を前提としつつ、e-ポートフォリオの全国的なシステム（全国的な管理センター等）

を早急に構築する必要がある。

- ・高校側が対応可能であるならば、ルーブリック評価による達成度評価や様々な分野でのコンテスト等での評価について学校横断的な評価基準を定め、かつ校外の第三者による評価を実施することが望ましい。
- ・教員が評価を行うにあたっての指標となる標準的な定期考査サンプル問題と主体的な学習態度の評価に関する標準的なルーブリックを国がそれぞれ高等学校に示す必要がある。

22. 公立大学協会

平成30年7月5日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会児童生徒の学習評価に
関するワーキンググループ 御中

一般社団法人公立大学協会

児童生徒の学習評価の在り方について

高等学校における生徒の学習状況の評価については、学習指導要領の改訂に伴い、従前より行われている4観点からの評価に代わり、指導要録及び調査書様式を見直し、いわゆる学力の3要素（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）に沿った評価が行われることとなった。従来の4観点からの学習評価に関しては、高等学校の指導要録に明示されず、調査書の記載例にも反映されていない。現在進められている高大接続三位一体改革では、大学入学者選抜において学力の3要素を多面的・総合的に評価することが求められている。高等学校の調査書に3要素に関する評価内容が記載されることにより、入学志願者の高等学校における学修成果を入学者選抜および入学前後の修学指導において積極的に活用でき、高大接続の推進に資することから評価したい。

あわせて、高大接続改革において「調査書の電子化」の検討が進められている。調査書は、高等学校が大学に提出する公式書類として重要な役割を果たすことから、大学入学者選抜改革の動向と歩調を合わせた改訂となるよう、十分な配慮を要望したい。

以上

「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見について

平成30年7月2日

日本私立大学協会

私立大学はいま、18歳人口の減少をはじめ、進展するグローバル化、第4次産業革命やsociety5.0に代表される情報化などの急速な環境変化に対応しながら、建学の精神を源泉とする「多様」かつ「特色」ある教育を構築するとともに、その質の一層の向上に努めている。

特に学士課程教育においては、中央教育審議会高大接続特別部会の平成26年12月22日の答申に端を発する高大接続改革の提言を踏まえて、初等中等教育を通じて育まれてきた「生きる力」や学力の三要素で構成される「確かな学力」を、大学において継続して育むための努力・検討が行われているところである。

そのような折、中央教育審議会教育課程部会「児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ」において、高等学校における観点別学習状況の評価をはじめとする児童生徒の学習評価の在り方が検討されていることは時宜にかなったものと思料する。以下に、高等学校における観点別学習状況の評価の在り方を中心に若干の意見を申し述べる。

記

1. 調査書および高等学校の生徒指導要録における「観点別評価」について

- 上述のとおり、大学においては高等学校段階までに育まれてきた「確かな学力」を引き継ぎ、更なる成長へとつなぐ教育改革を課題としている。こうした状況に鑑みれば、高等学校における学力の三要素を主体とする観点別評価が、調査書や生徒指導要録に何らかの形式で記載され、大学に引き継がれば、入学者選抜や入学後の正課内外における教育と学生指導への活用も期待され得る。
- 一方で、調査書に観点別評価が新たに記載されたとしても、その評価については現在の調査書における「評定」と同様に、高校間や担当教員間によって評価基準が異なることが予想される。そのため、観点別評価についても評価の公平性・厳格性・一貫性の課題が解消されなければ、大学における入試や教育に活用し難いという声も少なくない。
- 折しも、中央教育審議会において「学校の働き方改革」が審議されており、観点別評価を調査書および生徒指導要録に記載することに伴う、高校教員の方々の負担増も懸念される点である。こうした大学や高等学校の状況を勘案しつつも、まずは高等学校の生徒の学習に資することを第一義とした審議がなされることを期待する。

2. 調査書の改善点について

- 調査書については、大学での生活指導等に資する観点から、①特に欠席が多い生徒について、その事由を「出欠の記録」欄に記述されること、②「指導上参考となる諸事項」欄において、生徒の長所・短所や今後の課題などを記述されることについて検討されることを期待する。

以上

平成30年7月6日

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

高等学校学習指導要領の改訂に伴う、
今後の児童生徒の学習評価の在り方について

一般社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会

今回、高等学校学習指導要領の改訂に伴って、児童生徒の学習評価の在り方についても、見直すことが必要不可欠であることは、十分に理解できるので、大学側には何の異論もない。指導要録を作成する教育現場の高校教員の負担にも十分配慮して、見識ある検討作業を続けていただきたい。グローバル化の進展の中、諸外国の中等教育の学習評価の事例なども積極的に参照しながら、我が国における児童生徒の学習評価が国際的通用性を有するかどうかについても、併せて検証されることを期待する。

現行の指導要録や調査書は、学校や担当者によって精粗があり、残念ながら、入学者選抜においては、一部の学校推薦型選抜方式などを除けば、大学においては参考資料の域を出ない場合が多いと思われる。学習ポートフォリオとして、高大の教育接続の重要なツールとなる可能性は残しているので、大学における指導要録や調査書の活用事例などを調査したり、高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」の進展なども視野に入れつつ、今後の在り方を弾力的に検討する必要があるであろう。

大学にとって有益となる情報項目としては、各教科・科目等の学習の記録、出欠の記録、学習成績概評のほかには、特別活動あるいは探究活動や留学経験などが考えられる。外国語教育における「CAN-DOリスト」は、教育現場における学習指導において有効であることは認めるが、英語民間試験などが入学者選抜に積極的に活用されるようになったとき、入学者選抜のための学力測定データとして、英語民間試験のスコアやCEFR段階別評価に匹敵する信頼性を獲得することは、現実的には困難であろう。その他の教科における観点別評価に関しても、評価指標が不明であるかぎり、同様の問題がある。

学力の3要素に関しては、「知識・技能」については、各教科・科目等の学習の記録などによって、現在でも参照されている。しかし、「思考力・判断力・表現力」に関しては、ワークシートや児童生徒が書いた文章などが評価のための資料になると思われるが、どの程度まで担当教員の指導や添削などが行われたかが不明なため、入学者選抜の判定資料とすることには慎重にならざるを得ない。「主体的に学習に取り組む態度」については、ワーキンググループにおいても指摘されているように、学習評価という点から言えば、他の学力とは大きく異なる要素なので、形式的な統一性に過度にこだわると、高校教員の負担を増大させるだけでなく、児童生徒の主体性を逆に抑制する要因にもなりかねないので、教育現場の実態を尊重した検討作業が行われることを強く期待する。

以上

25. 日本経済団体連合会

2018年6月29日

一般社団法人日本経済団体連合会

SDGs本部

児童生徒の学習評価のあり方に関するコメント

<目的の明確化・フィードバック>

- ・学習評価の目的を明確にすべきである。なお、その目的は「子どもの力を伸ばすための評価」であるべきであり、それゆえ、児童生徒本人に対して適切なフィードバックがなされることが必要である。
- ・指導要録は、児童生徒本人へのフィードバック、保護者へのフィードバック、転校、進学等で指導を引き継ぐ人への開示のために活用されるべきであり、入試に用いるべきではない。

<様式・記載内容>

- ・企業における評価シートでは、育成段階に対する目標（望まれる姿）と評価期間における目標、それらに対する達成状況を、文章と評点で記載し、そのうえで全体的な評点をつけられることが一般的である。指導要録とはその利用目的が違うため一概には比較できないが、長期間保存され、当該個人の評価を示すものとして利用されることを考えれば、何を目標として、その達成状況がどのように変わり達成されたのか否かが示されるものが望ましい。現行のものは、被評価者側にとって自身の達成度合いが理解しにくい。
- ・目標に関しては、評価者と被評価者間で具体的なイメージを持って合意されたものが望ましいが、学習評価においては、地域や学校毎に整理され示されたものがあり、それに基づいて評価されている関係性が読み取れるようにすべきである。
- ・評価にかかる記述は、児童生徒の個性を伸ばす内容となることが望ましい。

また、児童生徒に改善を求める点については、表現に配慮しつつも、教員の立場から見た見解を明確に記載してよいと考える。ただし、前提として、教員と児童生徒、教員と保護者の信頼関係が構築されていることが求められることから、教員・保護者の双方の努力が必要である。

- ・「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点に基づく評価体系には同意する。なお、年度末に多数の児童生徒の評価を記入する教員の負担も考慮すれば、組織的にその評価基準（目標）を文章で示し、評価者による所見欄は特記事項レベルとしてもよいのではないか。
- ・「知識・技能」について見るべきは、当該学年において必要な知識・技能を持っているかどうか、という点であり、したがって、評価としては「持っている／持っていない(補講等の何らかの手当てが必要)の2つが妥当と考える。
- ・「思考・判断・表現」について見るべきは、獲得した知識・スキルを日常生活や思考の場面で使えているかどうか、知識を活きたものとしているかどうか、という点であり、したがって、評価としては「大いに使えている／使えている／あまり使えていない」という3つが妥当と考える。これには、できるだけ多くの場面における状況を収集・把握することが必要であり、アクティブラーニングにおいてこれらの状況を収集・把握することで、多面的な評価を可能とすべきである。
- ・「主体的に学習に取り組む態度」については、その教科の学びに対する興味を見るべきである。これはある教科において優れている生徒をもっと引き上げるという点につなげるべきであり、したがって「より高度な教育に振れる機会を与えるべき／当該年度相当の関心を持つ／何らかの手当てが必要」という3点で評価すべきと考える。
- ・一方、学習者や保護者に日々返される評価関連事項については、評価者（教員）と被評価者（児童生徒と保護者）のコミュニケーションツールであり、なるべくきめ細やかに行われることが望まれる。

<学習評価全体・評価者支援体制等>

- ・思考力・判断力・表現力や社会的情動は、一瞬に発揮されるものではなく、経験に基づいて獲得されるものであり、長期間の変化を捉えて、適切な指導によって目指すべき方向に育成することが望まれる。各育成段階において同一の基準のもとに、資質・能力の変化を把握する仕組みが必要である。特性を観測し「記録」することを重視した評価とし、次の学校段階に接続する仕組みがある方が望ましい。
- ・また、教員ごとに評価の大きなばらつきが生じないように留意すべきである。そのため、定期的に繰り返し、教員に対する研修を実施すべきである。e-learning等の活用により、統一的な考えの共有、柔軟な学習が実現可能である。企業においては被評価者を初めて持つ評価者を対象に、ケーススタディの形での研修を実施していることが多い。
- ・評価に関する情報は、ICTを活用してその記録を残し、検索性を持って振り返りができるようにすることで、最終的な評価段階でも有効活用すべきである。進学先においても、学習者に紐づいた情報を必要に応じて見られるよう、情報を活用しやすい管理の仕方を検討すべきである。そのためには、公立・私立・教育段階に関わらず、同一のフォーマットによるシステムの構築が必要と考える。
- ・「知識・技能」について、各細目が初出の段階で評価され、その評価が上書きされることが無いことは問題である。最初に学習した時には理解できずにテストの評価が低くても、その後探究的に学習してその応用に出会うことで学び直し、完全な理解を得るといようなプロセスが考えられ、そのプロセスおよびその時点の理解状況を評価できるようにすべきである。今後ICTの活用により、個々のモチベーションに合わせて不足する知識・技能を習得する機会も増えると考えられ、学年・学校接続段階においてはその記録の活用も有効である。

- ・大きな定期考査よりも、小さなアセスメントを細かいサイクルで数多く行って記録し、資質・能力の育成を評価する方法が望まれる。
- ・非認知スキルに関する小・中・高連続した評価体系が必要であり、また、評価の具体的な内容は被評価者（児童・生徒）と保護者等の関係者に広く知らしめるべきである。
- ・企業では 360 度評価等、多面的な観点での評価（上司、同僚、部下など多面からの評価）が行われるようになってきている。学校においても、1人の生徒に対して指導に責任を持つ複数の教員が評価に参画できるよう体制を整備すべきではないか。校務支援システム等により情報共有を進めることで、全教職員が関わるような評価を実現可能とすべきである。
- ・学校・教師が担う業務の明確化、適正化を図ったうえで、教科評定、行動の記録、所見などを教職員が分担して評価を行える体制を構築すべきである。このとき、学校外人材の活用を進め、学年主任や管理職の負荷増大にも配慮すべきである。
- ・企業としては、学習評価により学校教育段階からフィードバックを受け慣れることを通じて、個人の「フィードバックを受ける力」が育つことを期待する。

以 上

26. 日本青年会議所

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ 御中

児童生徒の学習評価のあり方についての意見書

現行の学習評価と教育環境について

まず、OECDの中でも15歳までの学力は高く評価されていることから、我が国の初等教育における学習内容は世界的に見ても素晴らしい内容であると考えます。

さらに、現在行われている初等教育の学習評価にまつわる調査票においても、細部にまで項目が分けられており、子供たち一人ひとりの学習に関する記録が残る仕組みが確立されていると考えます。

しかしながら、教師の労働環境においては少子化や高齢化に加え社会の複雑化により、一人当たりにかかる負担は増してきていると思います。労働環境の調査結果を見ると、本来の授業以外にも資料の整理、保護者への対応等の時間増が目立っており、教師自身のスキルを高める時間や子供たち一人ひとりと接する時間が減少していることが考えられます。このようなことから1つ目の対策としては、教師の増員の検討やクラスの人数を減らす対策を行うことが有効であると考えます。また2つ目の対策として、学習塾の外部講師を学校へ招き授業を行うなども有効であると考えます。その際、教師は基礎学力を教え、外部講師は学習スキルの向上という区分けが必要になると考えます。また、3つ目の対策として有識者や企業を積極的に受け入れ、教育が社会に与える影響や実社会との関わりについて教育することが必要と考えます。このようなことを通し、子供たちが学ぶ意欲や学習スキルの向上につながり、さらには社会とのつながりについて深く理解することができると考えています。

これからの教育のあり方について

ICTの発達により急速に社会環境が変化してきており、さらにIoT化が進むことで子供たちが成人する頃には今の職業の60%ほどがなくなると予測されています。また、様々な課題がIoTの発展によって解決されるようになることが見込まれます。

まず、子供たちが安心して学ぶことができる環境を構築する上で一番重要なことは、教師の質を高めていくことです。教師自身が自分を磨くことができる場や、地方自治体を中心となり学校とフリースクール、学習塾といった民間との交流を積極的に開催し、教育に携わる者同士が成長し続ける環境整備が重要と考えます。そして、日本は他国に比べ愛国心が低い傾向があることから、地域社会のルールや魅力を伝えていく授業を実施し、道徳心や帰属意識を高めていく必要があると考えます。さらに、学年を隔てた交流による学びあいを通して自己肯定感を高め、失敗を恐れず挑戦する心が高める教育が必要であると考えます。また、学習内容が社会にどのように役立つのかを理解するために、有識者や企業経営者をはじめとする教師を生業としない講師を招き、創造力や発想力を養う教育を実施し、イノベーションを起こす人財の育成が必要と考えます。そして、情報が即時に手に入り、瞬時の判断が問われる時代に必要なエビデンスについての調査を繰り返す習慣を身に着けることで、子供たちの知識や自主性を高めることにつながると考えます。このような教育を通して社会にインパクトを起こし、何事にも覚悟をもって挑戦し続ける人財としての成長へつながると考えます。

これからの学習評価について

多様化する社会で生き抜く力を身に付けるためには、人生における夢や志について初等教育段階で身につけ、高等教育卒業後もリカレント教育などの生涯を通して学び続けていくことが重要です。学習評価については、子供たちの成長を計り、苦手とするところを克服するためにも重要なものだと考えます。これまでの担任教師による評価はもちろんのこと、子供たち自身が成長を感じるためにも、記録帳などを用い自身の成長を確認できる環境が重要であると考えます。また、主体的に学習に取り組むためにも、一定の目標設定を設け自主的に学習計画を立てる習慣を身に着け、定期的に評価していくことが必要であると考えます。そして、学習評価を行う教師が変わったり、本人が転校したりしても引き続き同基準の評価が行えるように、IT化を進めていく必要があると

考えます。